

第 2 次丹波市環境基本計画

平成 29 年度～令和 8 年度

(改定版)

素案

平成 29 年 3 月

令和 4 年 3 月改定

目次

本編

序章 将来の丹波市の環境イメージ	2
第1章 計画の基本的事項	4
1 計画の背景	4
2 計画の根拠と役割	5
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象	8
6 計画の推進主体	9
第2章 環境の現状と課題	10
1 概況	10
2 環境を取り巻く状況	19
3 環境の現状と課題	29
第3章 目指すべき将来像とその実現に向けた方向性	44
1 目指すべき将来像	44
2 施策推進の基本的な視点	45
3 基本目標の設定	46
4 環境施策の方向性と施策体系	48

第4章 具体的に実施すること..... 49

基本目標1 “里地里山”の保全・再生と循環利用..... 49

基本目標2 資源を大切にするライフスタイルの定着..... 54

基本目標3 地球温暖化の防止..... 58

基本目標4 快適で安心して暮らせる環境の保全..... 63

基本目標5 人の輪で育む環境づくり..... 70

第5章 計画の推進と運用..... 74

1 推進体制..... 74

2 進行管理..... 76

資料編

1 丹波市環境審議会委員名簿..... 78

2 丹波市環境基本条例..... 79

本 編

序章 将来の丹波市の環境イメージ

里地里山の保全・再生と循環利用

丹 波市産材を使用した住宅が増え、森林整備や管理で発生する間伐材が活用されています。



市 内の広い面積を占める森林の管理に携わる人が増え、森林の持つ多面的機能や防災力の向上が図られています。



環 環境に対する市民の意識の高まりから、有機農業や環境創造型農業が普及し、安心・安全な農産物の生産が増えています。

資源を大切にするライフスタイルの定着



市 民一人ひとりに5Rの意識が定着し、適正なごみの分別が行われ、使えるものや再生利用されるものも増えて、ごみとして出されるものは減ってきています。

フードドライブやフードバンクの活用等により、食品ロスが削減されています。



地球温暖化の防止

市 内では電気自動車が普及し、自動車としての役割のほか、住宅用蓄電池としても活用されています。公共交通の利用者が増え、二酸化炭素排出量の運輸部門の割合が減少しています。

環 境に配慮した事業者が増え、地球温暖化防止の意識が定着しています。従業員への環境教育も定着しています。



家 庭では薪ストーブや薪ボイラーが普及し、木質バイオマスエネルギーが利用されています。

環境問題について考えよう!



暮 らし方・働き方の変化により、市民・事業者がライフスタイルやビジネススタイルを変えていくことで抜本的な省エネルギーが進んでいます。



半世紀ほど前までは、ごく普通の暮らしの中で、燃料には薪炭を、素材には里山の草木を用いてきました。しかし、灯油やガスの普及、大規模流通網の発達、大量生産・大量廃棄型の生活様式の定着などにより、里山と市民の関わりが薄れ、自然環境や生活環境に大きな変化をもたらしました。

私たちの環境をより良くし、将来世代に引き継いでいくためには、環境の現状と課題を見据えつつ、将来の丹波市の望ましい環境像を思い描くことが大切です。そして、私たち一人ひとりが、望ましい将来の姿をめざして一歩一歩取り組んでいくことが、環境を良い方向へ向かわせるに違いありません。

快適で安心して暮らせる環境の保全

豊かな自然環境の丹波市へ田舎暮らしを求める移住者が増え、空き家が有効活用されています。

多くの市民や事業者が率先して地域の美化活動や環境を守る活動に参加し、とても美しい気持ちの良い風景・自然環境が広がっています。

人の輪で育む環境づくり

自然環境や生態系について研究が進み、環境保全団体等が保護活動を行っています。

市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として関心を持ち、子どもから大人まで環境についての情報を得たり、学んでいます。

環境教育や美化活動にかかわる人々が増えて、地域のコミュニティも活性化しています。

子ども達は周りの大人たちに導かれながら山や川に入って自然を学んでいます。



第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景

本市では、丹波市環境基本条例に基づき、市、事業者及び市民の責任を示すとともに、役割分担と協働により、現在及び将来の世代の安全で健全かつ快適・文化的な生活の確保に資することを目的に平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10年間を目標年次とし、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子どもを持つと考えられる時代”を見据えた「第2次丹波市環境基本計画」（以下、「第2次計画」という。）を策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

平成29年（2017年）3月の第2次計画の策定以降、国においては、平成30年（2018年）4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定し、SDGsの考え方を活用しながら分野横断的な6つの重点戦略を設定しています。特に、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を新たに提唱し、各地域が自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう取組を推進していくこととしています。

また、令和元年（2019年）6月のG20大阪サミットでは、日本は令和32年（2050年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を提案し、首脳間で共有されました。

気候変動対策の適応策については、平成30年（2018年）12月に「気候変動適応法」を施行し、「気候変動適応計画」が策定され、気候変動の影響による被害を防止・軽減するための取組が示されています。また、平成31年（2019年）3月には、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等の財源として森林環境税および森林環境譲与税を創設し、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に全国で取り組み始めています。

今回、「第2次丹波市環境基本計画」の計画期間の中間年度を迎えたことから、社会経済情勢や環境問題の変化に適切に対応するため、中間見直しを行いました。

2 計画の根拠と役割

本計画は、「丹波市環境基本条例」第3条に示す基本理念の実現を図るために、第7条に示す環境の保全及び創造に関する基本方針に基づいて講じる施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。

丹波市環境基本条例

基本理念（第3条）

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

基本方針（第7条）

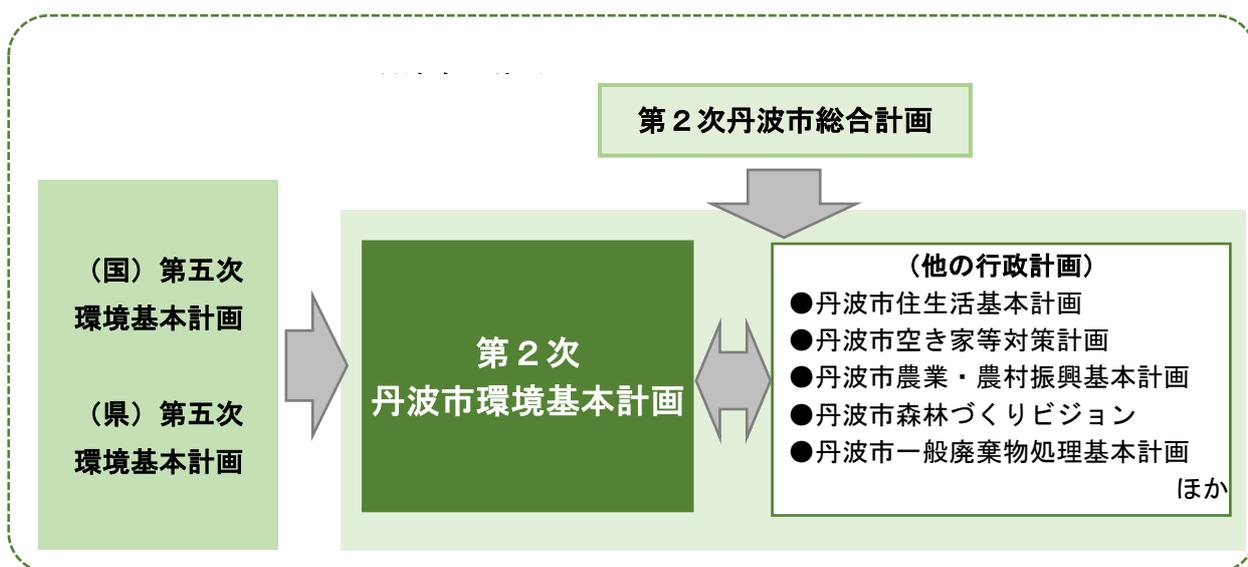
市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。

- (1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり
- (2) 生態系を育くむまちづくり
- (3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり
- (4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり
- (5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり
- (6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり
- (7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

3 計画の位置づけ

本計画は、丹波市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、丹波市の行政計画の最上位に位置づけられる「第2次丹波市総合計画」を環境側面から具現化するための基本的な計画として定めるものです。

また、本市の他の行政計画に対して、環境面からの指針を示すものとなり、本市の環境政策の根幹となります。本計画の策定にあたっては、国や県の環境関連計画の理念や方向性と調整し、連携を図っていく必要があります。

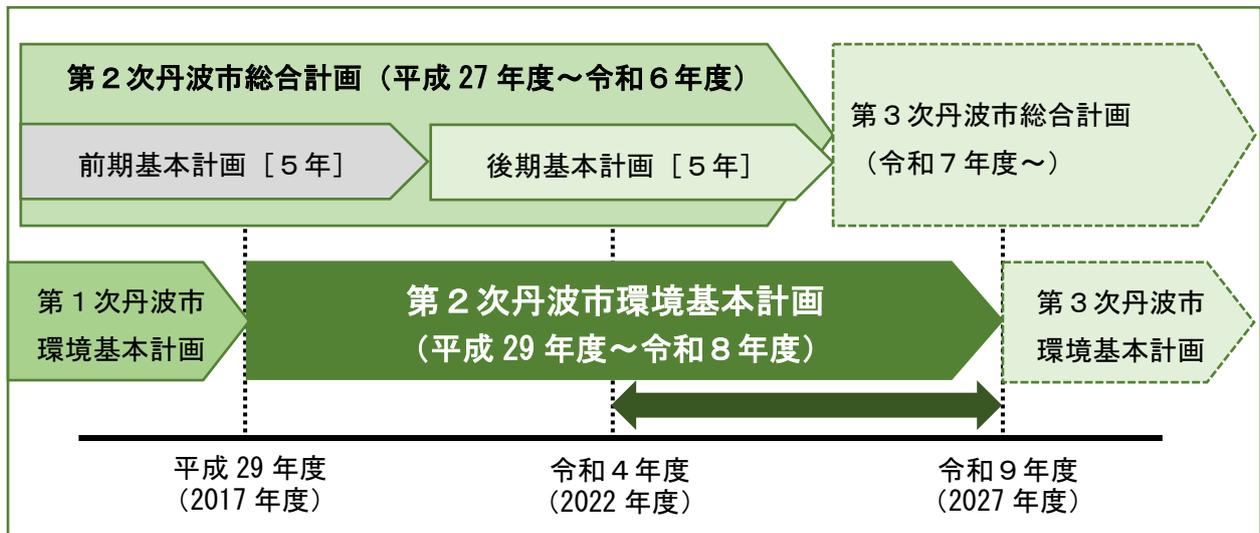


4 計画の期間

「第2次丹波市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）は、中長期的な視点として、“今の子ども達が親となって子供を持つと考えられる時代”を見据えたものとし、目標年次を令和8年度（2026年度）とした、平成29年度（2017年度）から令和8年度（2026年度）までの10カ年計画としています。

なお、数値目標は中間年度の令和3年度（2021年度）まで設定がされています。

第2次計画の策定以降、社会経済情勢の変化や科学技術の進展がみられることから、これらに伴う環境問題を踏まえ、新たに数値目標等を設定することとします。



5 計画の対象

本計画は、丹波市全域を対象としますが、市域外に及ぶ環境への負荷の低減に努め、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国・県及び他の市町などと連携して取り組みます。

また、市民、民間団体、自治会、自治協議会、事業者、行政だけでなく、観光等の来訪者、不在地主など、本市に関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

なお、計画の対象となる環境の範囲は、以下のとおりとします。

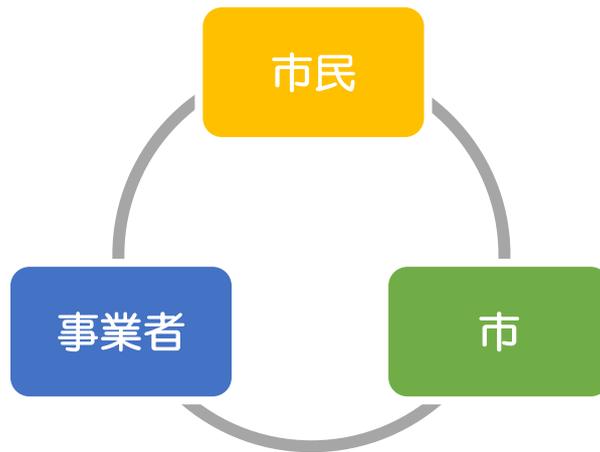
分類項目	対象となる主な項目
自然環境	水循環<水資源、水辺環境>、森林環境、自然景観、身近な自然<里地・里山・農地>、生物多様性（野生動植物、生態系）など
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、土壌・地下水、有害化学物質、放射能汚染など
資源環境	3R（ごみの発生抑制・再使用・再生利用）、廃棄物処理、不法投棄、環境美化など
地域環境	歴史文化環境、環境教育・環境学習、環境保全活動、環境交流など
地球環境	エネルギー有効活用（省エネルギー、再生可能エネルギーなど） 地球温暖化防止（温室効果ガス排出抑制など）、 気候変動による影響への適応など

凶化検討中

6 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取組だけでなく、市民の日常生活や市民団体などの活動、事業者の事業活動における環境に配慮した取組の展開が必要です。

環境保全及び創造のために、市民、事業者、市がそれぞれ配慮すべき内容~~（環境配慮指針）~~を示し、市民、事業者、市が一体となって、それぞれの立場から参画と協働の取組を行うことにより、計画の推進を図ります。



第2次丹波市環境基本計画は、市民[※]・事業者・市の相互的な連携、協働により推進していきます。

※「市民」とは市民・民間団体、自治会、自治協議会・地域団体・市民活動団体、中間支援団体を表します。事業者・行政の参画と協働により環境保全の取り組みを推進します。

第2章 環境の現状と課題

1 概況

(1) 位置

本市は、中国山地の東端、兵庫県の中東部に位置し、市内西部を南北に日本標準時子午線（東経135度線）が通っており、北は京都府福知山市、西は朝来市、多可町、南は西脇市、東は丹波篠山市と隣接しています。阪神間からJRや自動車等で1時間30分から2時間圏域であり、比較的都会に近い田舎とされています。

図 位置図



(2) 地勢

面積は、493.21 km²で、内 75.4%にあたる 371.64 km²を森林が占めています。

市街地及び農地の大部分は標高 100m未滿の氾濫原に立地し、周囲は栗鹿山（標高 962m）をはじめとする標高 600m前後のやや急な斜面を持った山々で囲まれています。

なお、本市は、加古川の源流域にあつて、多紀連山県立自然公園と朝来群山県立自然公園の一部に含まれています。加古川最上流部には河川争奪によって形成された谷中分水界が4か所あり、丹波市氷上町石生「水分れ」では、瀬戸内海に流れ込む加古川水系の高谷川と、日本海側に流れ込む由良川水系の黒井川が雨水を分ける、本州一標高の低い中央分水界（海拔 95m）を中心とした山地に挟まれた低地帯があり、太古の昔から、南北の生きものが交流するルートであることから、「氷上回廊」と名づけられています。

図 地形図

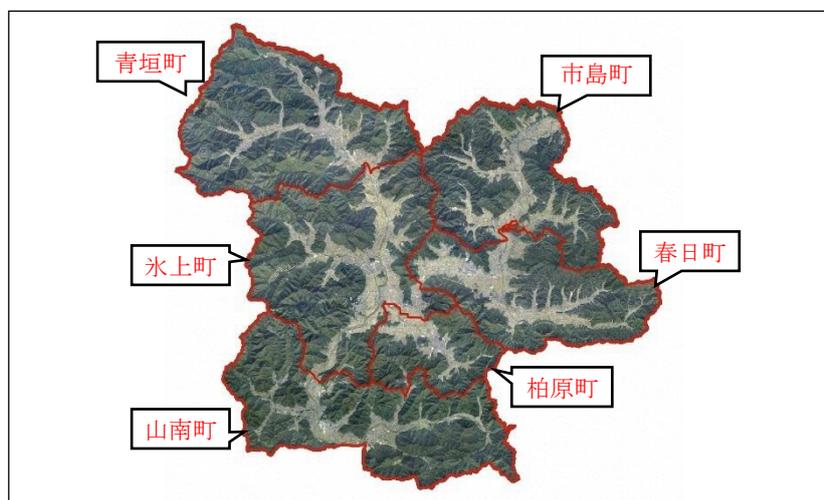
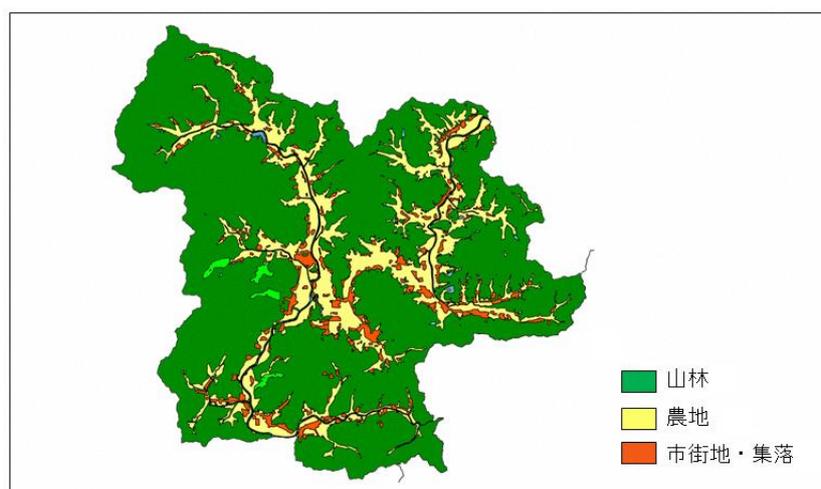


図 土地利用分類



氷上回廊

日本列島では、その中央を貫く山々の山頂付近（赤線部分）を境に、水の流れが日本海側と太平洋側に大きく分かれ、気候にも起伏が生じ、降水量や積雪量の異なる多彩な気候風土が育まれてきました。この赤線部分は、水を二手に分ける境界、という意味から、中央分水界と呼ばれています。

その中でも、丹波市氷上町石生は「水分れ」と呼ばれ、標高わずか95mという本州の内陸部で最も低い中央分水界です。

また、「水分れ」を中心に、瀬戸内海側へ流れる加古川と日本海に注ぐ由良川をつなぐ南北に伸びた低地帯を「氷上回廊」と呼びます。



中央分水界（図）

本州で最も低い中央分水界がある氷上回廊で育まれてきた地域特有の自然の多様性、豊かな文化及び歴史を貴重な地域資源として次世代に継承し、理解を深めるため、令和3年（2021年）3月20日に、氷上回廊のキセキを学べる「丹波市立氷上回廊水分れフィールドミュージアム」がリニューアルオープンしました。

長い歴史の中で、氷上回廊では数多くのキセキが起きました。そのキセキが、現代にいたるまで丹波の生物多様性や豊かな歴史、文化を育んできました。

当館では、この地形の秘密や不思議な生態系、人やモノの交流の歴史など、水分れを取り巻く全てを学ぶことができます。

また当館では、オンラインライブ授業にも対応するなど、丹波市の財産である氷上回廊を後世に語り継いでいくために最先端の取組を行っています。



ミュージアム（外観）



ミュージアム（ロビーから展示室）

日本海側と瀬戸内海側の生きものが共存する氷上回廊の環境調査

氷上回廊の生態系を守る活動の一環として「丹波地域のホトケドジョウを守る会」による環境調査が行われています。

ホトケドジョウは、県内では丹波市内の5カ所
でしか生息が確認されていません。湧水周辺の湿
地などに生息し、氷上回廊の生物多様性を象徴す
る希少な生きものです。調査は毎月行われ、活動
についてはホームページ「氷上回廊」にも掲載し
ています。



ホトケドジョウ



高校生による調査の様子

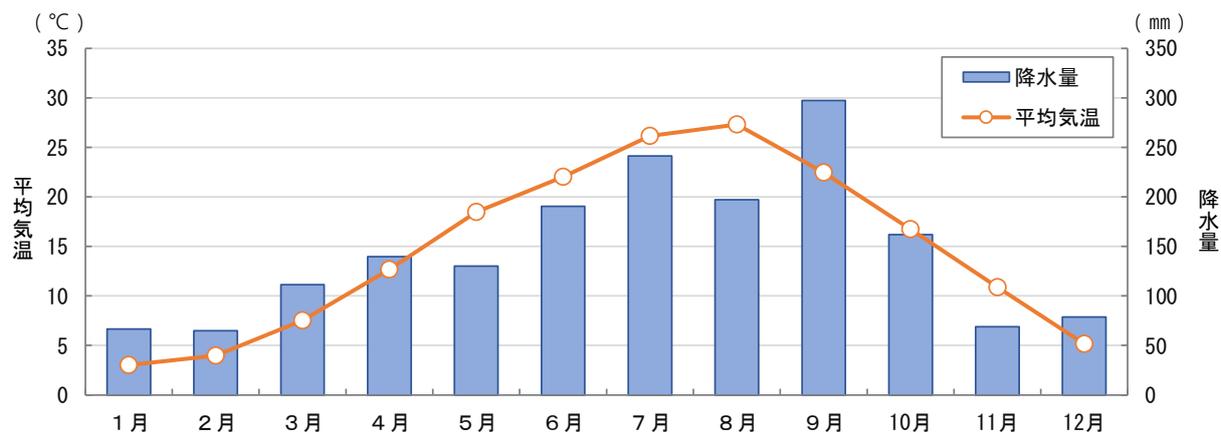
(3) 気候

気候は、兵庫県南部の瀬戸内海型気候と内陸型気候に属し、年間の寒暖差、昼夜間の温度差が大きく、1月の平均気温が3℃程度であるのに対して、8月には27℃程度に上昇します。

また、年間平均気温の推移をみると、緩やかに上昇しています。

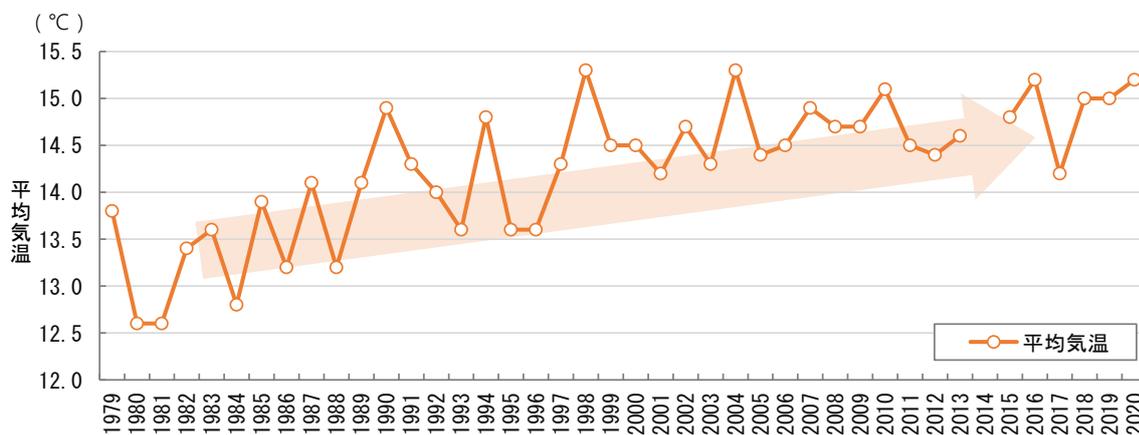
秋から冬にかけて発生する霧は、「丹波霧」と呼ばれ、豊かな自然環境に一層の深みと神秘さを醸し出しています。

図 丹波市の気温・降水量（柏原観測所：平成23年～令和2年の10年間の平均値）



出典：気象庁統計データ（柏原観測所）

図 丹波市の年間平均気温の推移



※2014年は計測欠損値のため、空欄としています

出典：気象庁統計データ（柏原観測所）

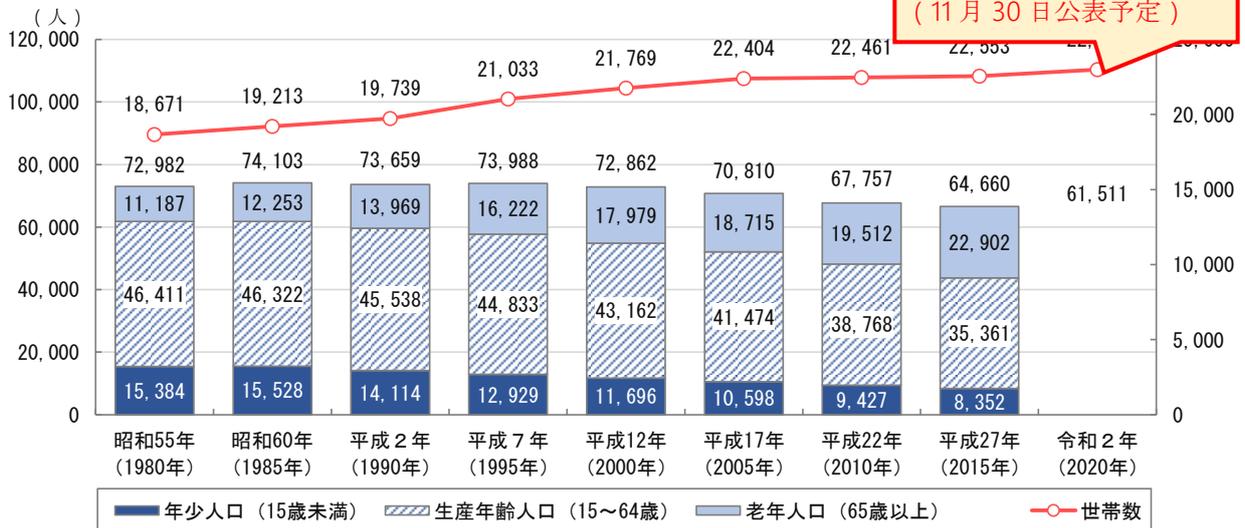
(4) 人口・世帯

総人口は、昭和60年（1985年）以降、減少傾向にあり、令和2年（2020年）には、61,511人となっています。年齢別の人口構成比をみると、年齢層が若くなるにしたがって構成人口が少なくなっています。また、20代前半の構成人口が特に少ないことが特徴となっています。

一方、世帯数は、増加傾向で推移しており、令和2年（2020年）には、22,997世帯となっています。1世帯当りの人員は、昭和55年（1980年）の3.9人/世帯から、令和2年（2020年）には2.7人/世帯と減少を続けています。

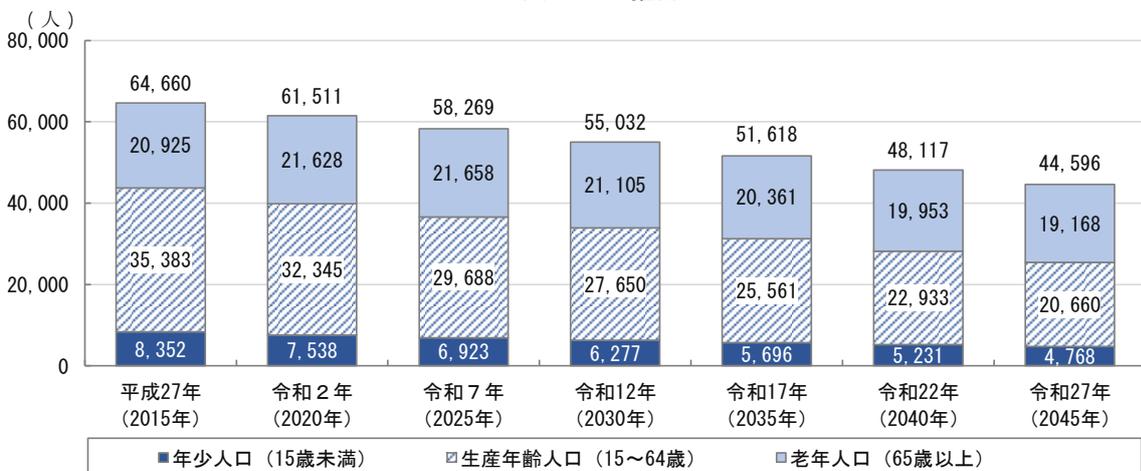
今後も、人口の減少傾向は続く予想されており、国立社会保障・人口問題研究所では、令和27年（2045年）の丹波市の人口は令和2年（2020年）よりも約28%少ない44,500人程度になると推計されています。

図 人口及び世帯数の推移



出典：国勢調査（令和2年は速報値）※年齢不詳を含むため、年齢階層別人口の合計と一致しない。

図 人口推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所

図 年齢区分別人口構成 (令和2年)

令和2年の国勢調査結果が公表され次第、
作成します (11月30日公表予定)

出典：国勢調査

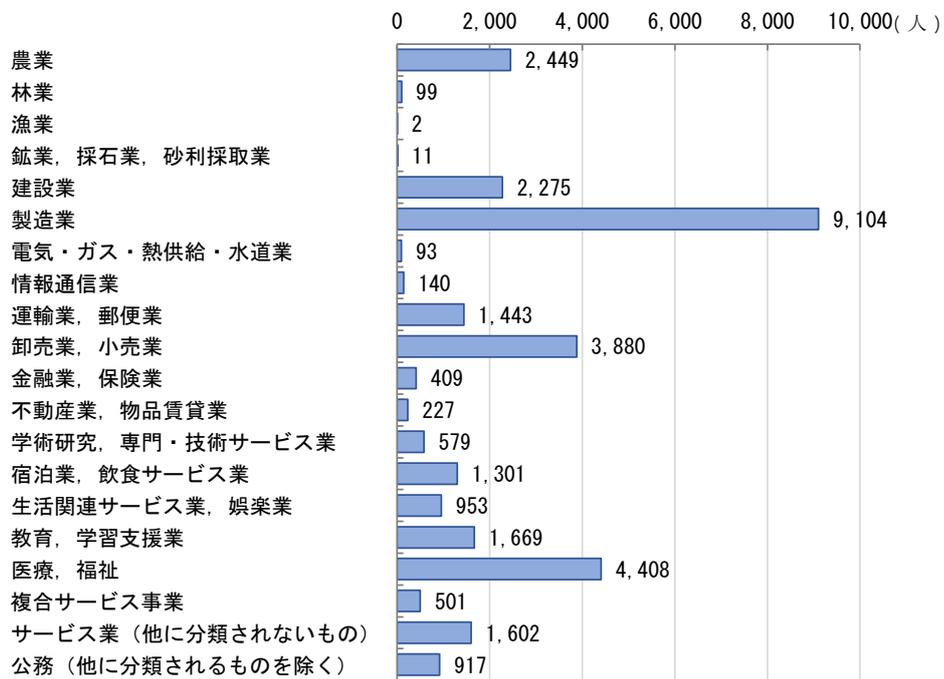
(5) 産業

■産業構造■

平成27年(2015年)の産業別産業従業者は、製造業が最も多く、次いで、医療・福祉、卸売業・小売業、農業、建設業の順となっています。

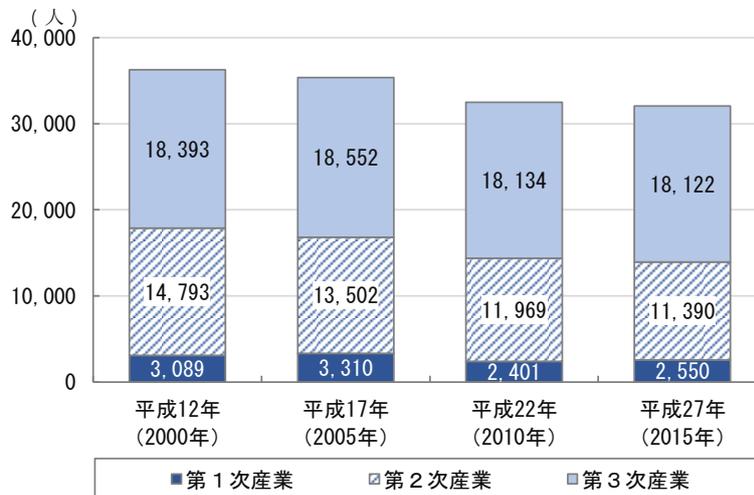
平成12年(2000年)以降の就業者数は減少傾向にあり、特に、第2次産業で就業する人口が減少しています。第1次産業は、平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて微増しています。

図 産業大分類別人口の状況(平成27年)



出典：国勢調査

図 産業大分類別人口の推移



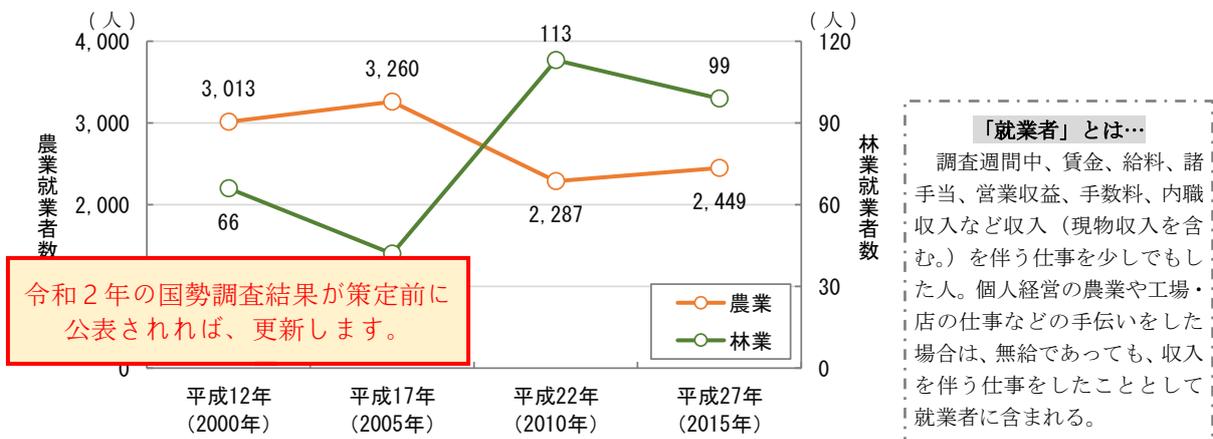
出典：国勢調査

■農林業の状況■

農林業の就業人口について国勢調査の結果をみると、農業の就業数は、減少傾向にあります。平成22年(2010年)から平成27年(2015年)にかけて微増しています。林業従業者数は、平成17年(2005年)の42人から平成22年(2010年)には113人に増加しましたが、その後平成27年(2015年)に99人に減少しています。

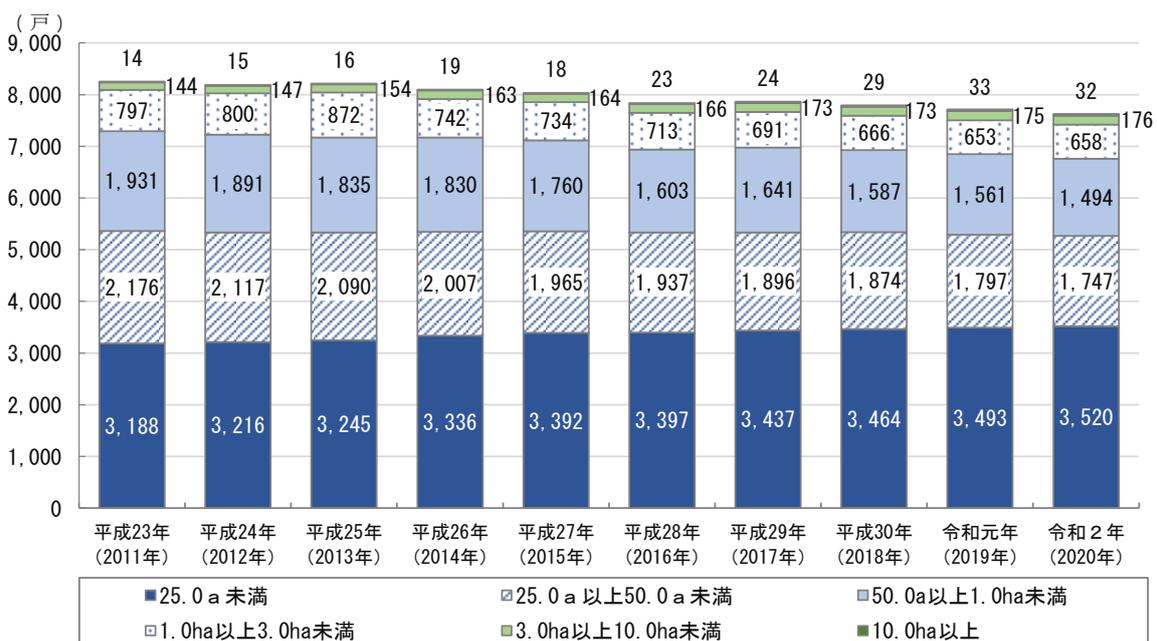
総農家戸数は、年々減少し続けており、令和2年度(2020年度)は7,627戸となっています。このうち、経営規模が1ha未満の農家は、6,761戸で、88.6%を占めています。過去5年間の経営規模別に見た農家戸数の変遷は、25aから3ha未満の農家戸数は減少していますが、25a未満と3ha以上の農家戸数が増加しています。

図 農業・林業従業者数*の推移



出典：国勢調査

図 経営規模別農家戸数の推移



出典：丹波市農業・農村振興基本計画「水稻生産実施計画書及び営農計画書集計」

2 環境を取り巻く状況

平成 29 年（2017 年）に第 2 次丹波市環境基本計画を策定して 4 年が経過しました。この間、環境問題を取り巻く社会状況に大きな変化がありました。

■第五次環境基本計画の策定■

平成 30 年（2018 年）4 月に「第五次環境基本計画」が閣議決定され、目指すべき社会の姿として、「地域循環共生圏」の創造、「世界の範となる日本」の確立、これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が掲げられました。

また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

《6 つの重点戦略》

- ① 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- ② 国土のストックとしての価値の向上
- ③ 地域資源を活用した持続可能な地域づくり
- ④ 健康で心豊かな暮らしの実現
- ⑤ 持続可能性を支える技術の開発・普及
- ⑥ 国際貢献による我が国のリーダーシップの発揮と戦略的パートナーシップの構築

《重点戦略を支える環境政策》

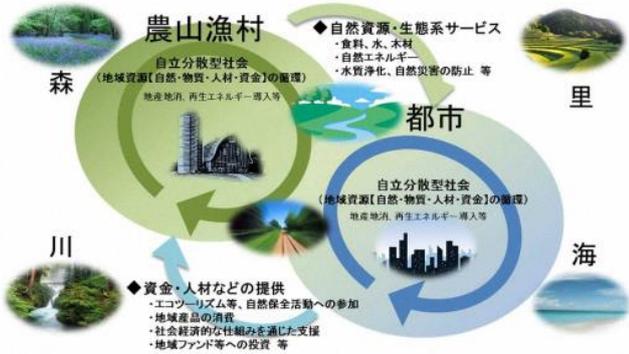
- 気候変動対策（地球温暖化対策計画・気候変動適応計画の各種施策の実施）
- 循環型社会の形成（循環型社会形成推進基本計画の各種施策の実施）
- 生物多様性の確保・自然共生（生物多様性国家戦略 2012-2020 の各種施策の実施）
- 環境リスクの管理（水・大気・土壌の環境保全、化学物質管理、環境保健対策）
- 基盤となる施策（環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育・学習、環境情報 等）
- 東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

地域循環共生圏とは・・・？

地理や産業等、自分たちの目の前にある地域の資源の可能性をもう一度考え直し、その資源を有効活用しながら、地域の特性に応じて補い合い、支え合い、地域の活力を最大限に引き出し、環境・経済・社会をよくしよう、資源を融通し合うネットワークをつくっていこうというものです。

その視点は、エネルギー、交通・移動システム、災害に強いまちづくり、衣食住の日々の生活者としてのライフスタイル等があります。

「地域循環共生圏」を形成するためには、地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、それが困難なものについては物質が循環する環を広域化させていき、重層的な地域循環を構築していくことが重要です。



図：地域循環共生圏イメージ

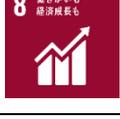
資料：環境省

■持続可能な開発目標（SDGs）の取組■

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27年（2015年）の国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、令和12年（2030年）までの国際目標で、17の目標と169のターゲットから構成されています。

環境面においては、エネルギー、気候変動対策、循環型社会、生物多様性、森林、海洋等の環境保全などが掲げられており、すべての課題に統合的に取り組むとしています。

SDGsの17の目標

	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		各国内及び各国間の不平等を是正する。
	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。		包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		持続可能な生産消費形態を確保する。
	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。		気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。		持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。		陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。		持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。
	強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。		

■温室効果ガス排出量の削減■

平成 28 年（2016 年）に発効された、令和 2 年（2020 年）以降の温室効果ガス排出削減等の新たな国際的枠組みであるでは、世界全体の目標として、産業革命以前に比べて世界の気温上昇を 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求することが掲げられています。令和元年（2019 年）12 月に開催された C O P 25 では、温室効果ガスの削減・抑制目標の引き上げについて検討が行われ、温室効果ガスの削減目標を引き上げることで合意しています。

国内では、令和元年（2019 年）に閣議決定された「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」において、令和 32 年（2050 年）までに 80%の温室効果ガスの削減に取り組むことを基本的な考え方とし、最終到達点として「脱炭素社会」を達成することを掲げており、その達成に向けて、ビジネス主導の非連続なイノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現を目指すことが示されています。

令和 2 年（2020 年）10 月、第 42 回地球温暖化対策推進本部において、2050 年には国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言し、各省庁と横断的な取組で環境の成長産業化を進めるとともに、令和 32 年（2050 年）までの脱炭素社会の実現へ向け政策を組み合わせ、「地球温暖化対策計画」や「エネルギー基本計画」についても反映することとしました。

また、気候変動への関心の高まりにより、自治体の積極的な動きが加速しています。令和 3 年（2021 年）7 月時点では、432 自治体（40 都道府県、256 市、10 特別区、106 町、20 村）が「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明しています。兵庫県では、令和 2 年（2020 年）3 月改定の「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の中で、“長期的なあるべき将来像”として「2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ」の方向性を示し、その実現に向けて審議を進めています。

■気候変動による影響への適応■

気候変動に起因する災害等の影響への備えの必要性が高まっていることから、平成 30 年（2018 年）には「気候変動適応法」が公布・施行されるとともに、「気候変動適応計画」が閣議決定されました。気候変動の影響は、気候条件、地理的条件、社会経済条件等によって地域ごとに異なることから、基盤的施策の一つとして「地方公共団体の気候変動適応に関する施策の促進」を掲げ、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進することとしています。

■資源循環の取組■

令和元年（2019 年）6 月に開催された G20 大阪サミットにおいて、令和 32 年（2050 年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。その実現に向け、各国が対策について情報共有を行い、相互学習を通じ効果的な対策を実施することを促すため、「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組」が採択され、G20 首脳に承認されました。

国内では、平成 30 年（2018 年）に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定され、令和元年（2019 年）5 月には「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3 R +Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進しています。

気候変動とは・・・？

数十年間という期間における大気の状態となる気候が移り変わることを意味します。

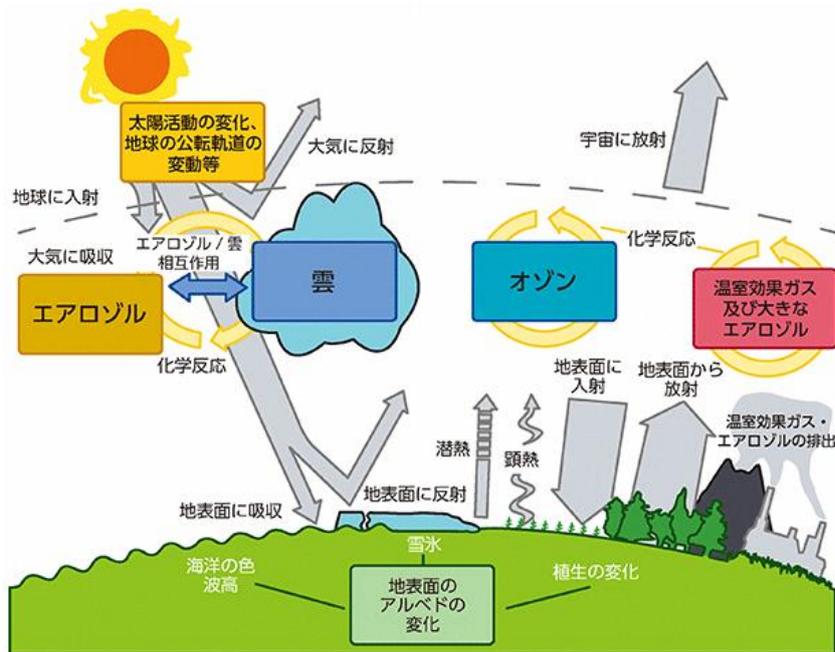
地球上で起こる大気現象は太陽からのエネルギーから発生し、太陽からのエネルギーは、大気圏だけではなく、海洋・陸地・雪氷・生物圏、最終的に赤外放射として宇宙空間に戻り、地球のエネルギー収支が維持されます。こうしたエネルギーに関与するシステム（気候系）の中にある大気の状態を「気候」と言います。

平均期間より長い時間で見ると、気候は必ずしも定常的なものではなく、さまざまな変動や変化を遂げています。気候変動は、気候に関わる地球全体のシステムの結果として生じているもので、すぐに変動を止めることはできません。

変化の結果として、大きな台風が起こったり、大雨が降ったり、大規模な干ばつが起きたりします。気候が変動する要因としては、自然の要因と人為的な要因があるとされています。

《地球規模の気候変動をもたらす主な要因》

気候システム外部からの影響	主な自然起源の要因	太陽活動の変化	➡	大気上端で受け取る太陽放射量の変化
		地球の公転軌道の変動	➡	
		火山の噴火によるエアロゾルの増加	➡	地表で受け取る日射量の変化
	主な人為起源の要因 (人間活動の影響)	化石燃料等を起源とする温室効果ガスの排出による大気組成の変化	➡	地表面に到達する赤外線量の变化
		森林伐採や土地利用の変化	➡	地表面の反射率の変化、二酸化炭素吸収源の変化
		大気汚染物質（硫酸塩エアロゾルや黒色炭素など）の排出	➡	地表で受け取る日射量の変化、雲粒径や雲量の変化による雲の反射率の変化
気候システム内部の影響	熱帯太平洋の海面水温が数年規模で変動するエルニーニョ / ラニーニャ現象や、太平洋十年規模振動をもたらす、大気・海洋相互作用など			



資料：IPCC第5次評価報告書より環境省作成 図：気候変動の主な要因

SDGs（持続可能な開発目標）の国際目標の中にも、「13. 気候変動に具体的な対策を」があり、世界的な気候変動に対する対策が求められています。

循環型社会とは・・・？

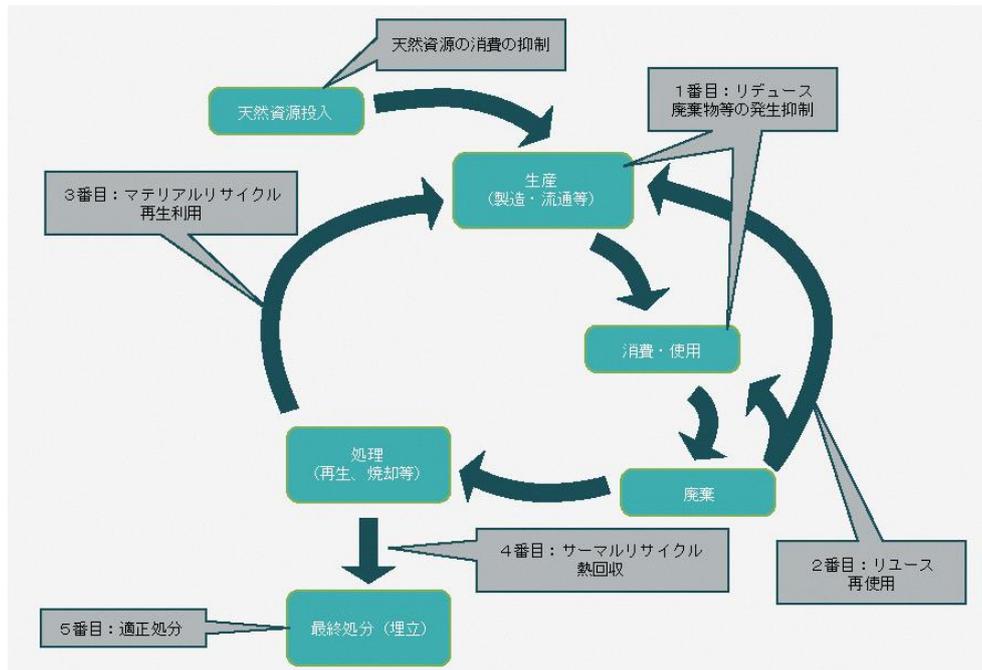
循環型社会とは、限りある資源を効率的に利用し、リサイクルなどで循環させながら、将来にわたって持続して使い続けていく社会のことです。

再利用できるものはできるだけ繰り返し活用し、資源が枯渇しないことを目指します。また、ごみの量を減らし、どうしても出てしまうごみについては正しく処理することで、環境への負荷を可能な限り減らすことも循環型社会の重要な部分です。

循環型社会を目指す以前は、大量生産・大量消費・大量廃棄が根付いていました。その結果、あらゆるものの生産に必要な資源が枯渇し、廃棄物による環境破壊が進み、ごみを処理する場所も不足しているのが現状です。

そのような状況を背景に、循環型社会への転換が求められ、世界や日本での取組はもちろん、一人ひとりの行動や意識が重要になっています。

これまで、各主体が進めてきた循環型社会の形成に向けた取組等により、資源生産性、入口側の循環利用率が大幅に向上し、最終処分量が大幅に減少したものの、近年は横ばいとなっており、3Rなどの資源生産性を高める取組を一層強化していく必要があります。



図：循環型社会の姿

資料：環境省

「第四次循環型社会形成推進基本計画」においては、これらの循環型社会の状況を踏まえて第三次計画で掲げた「質」にも着目した循環型社会の形成、低炭素社会や自然共生社会との統合的取組等を引き続き中核的な事項として重視しつつ、さらに、経済的側面や社会的側面にも視野を広げています。

■生物多様性に関する取組■

平成 22 年（2010 年）に開催された生物多様性条約第 10 回締結国会議（C O P 10）において、「生物多様性戦略計画 2011-2020」及び「愛知目標」が採択され、令和 32 年（2050 年）までの長期目標として「自然と共生する世界」の実現を掲げ、世界各国において具体的な取組が進められています。

令和 2 年（2020 年）1 月には、「生物多様性戦略計画 2011-2020」の期間の終了を見据え、国連の生物多様性条約事務局から「ポスト愛知目標」の草案が発表されています。大きな変更点として、「より実効性を持たせるため、数値による定量目標を多く盛り込んだこと」、「I P B E S 報告書が指摘した生物多様性の 5 つの脅威、「土地利用」「外来生物」「汚染」「乱獲」「気候変動」への対策を盛り込んだこと」、「最終年が同じ 2030 年の S D G s（持続可能な開発目標）と整合性を取ったこと」が挙げられています。

国内では、平成 24 年（2012 年）9 月に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が閣議決定された後、愛知目標の達成に向けたロードマップとして、13 の目標と 48 の主要行動目標等を定めるとともに、令和 2 年度（2020 年度）までに重点的に取り組むべき施策の方向性として「5 つの基本戦略」が設定されました。次期生物多様性国家戦略は、令和 3 年（2021 年）の C O P 15 で採択予定のポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえて策定される予定となっています。

生物多様性とは・・・？

生きものたちの豊かな個性とつながりのことになります。

地球上の生きものは 40 億年という長い歴史の中で、さまざまな環境に適応して進化し、3,000 万種ともいわれる多様な生きものが生まれました。それらが、個体から種、生態系の各レベルにおいて、または動物、植物、微生物といったさまざまな階層において、互いに影響を与え合いながら生命活動を維持していることです。ただ単に生物の種数が多いということだけではなく、多様性をあらゆる階層における相互作用でとらえるととても広い概念です。

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定など、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。

生きものがうみだす 大気と水 (基盤サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・酸素の供給 ・気温、湿度の調節 ・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌 	植物が酸素を生み、森林が水循環のバランスを整えるなど、生命の生存基盤は多くの生きもの営みによって支えられています。
暮らしの基礎 (供給サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・食べ物 ・医薬品 ・バイオミクリー ・木材 ・品種改良 ・(生物模倣) 	毎日の食卓を彩る野菜などの食料はもちろん、新聞や本などの紙製品や医療品など、生きもの遺傳的な情報、機能や形態も私たちの生活の中で利用されています。
文化の多様性を支える (文化的サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性豊かな文化 ・自然と共生してきた知恵と伝統 	海に囲まれ、南北に長い国土と季節の変化に富む日本では、地域ごとに異なる自然と一体になって地域色豊かな伝統文化が育まれてきました。
自然に守られる私たちの暮らし (調整サービス)	<ul style="list-style-type: none"> ・マングローブやサンゴ礁による津波の軽減 ・山地災害、土壌流出の軽減 	豊かな森林や河川の保全是安全な水の確保や、山地災害の軽減、土壌流出防止など、私たちが安心して暮らせる環境の確保につながります。

図：生態系サービスの分類（イメージ図）

資料：環境省

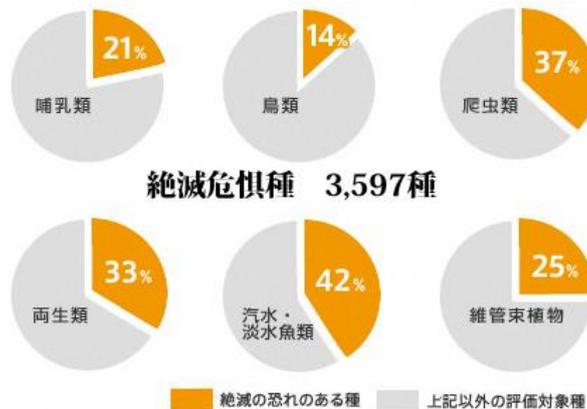
生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。

人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100~1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少	鑑賞や商業利用のための乱獲・過剰な採取や埋め立てなどの開発によって生息環境を悪化・破壊するなど、人間活動が自然に与える影響は多大了。
第2の危機	里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下	二次林や採草場が利用されなくなったことで生態系のバランスが崩れ、里地里山の動植物が絶滅の危機にさらされています。また、シカやイノシシなどの個体数増加も地域の生態系に大きな影響を与えています。
第3の危機	外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱	外来種が在来種を捕食したり、生息場所を奪ったり、交雑して遺伝的なかく乱をもたらしたりしています。また、化学物質の中には動植物への毒性をもつものがあり、それらが生態系に影響を与えています。
第4の危機	地球環境の変化による危機	地球温暖化は国境を越えた大きな課題です。平均気温が1.5~2.5度上がると、氷が溶け出す時期が早まったり、高山帯が縮小されたり、海面温度が上昇したりすることによって、動植物の20~30%は絶滅のリスクが高まるといわれています。

上記の4つの危機を受けて、日本の野生動植物の約3割が絶滅の危機に瀕しています。



資料：環境省

図：絶滅危惧種の割合

「いのち」と「暮らし」を支える生物多様性を私たちは、自らの手で危機的な状況に陥らせています。すべてのかけがえのないいのちを守り、その恵みを受け続けていけるように、今、行動することが必要です。

■国、県、丹波市の取組■

これらの環境問題が山積する中で、国、兵庫県、丹波市では、新しい法令や計画を策定し、対応を図っています。丹波市環境基本計画策定後（平成19年（2007年）以降）の主な社会状況、新たに公布された法令、策定された計画等を表に示します。

●第1次丹波市環境基本計画策定後（平成19年（2007年）以降）の主な国・県・市の動向●

H19	丹波市環境基本計画策定	
H20	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 京都議定書目標達成計画改定 ➢ 生物多様性基本法公布 ➢ 第二次循環型社会形成推進基本計画策定
H21	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化対策の推進に関する法律改正 ➢ 微粒子状物質に係る環境基準の設定
H22	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 生物多様性国家戦略2010策定 ➢ 里地里山保全活動行動計画策定
	丹波市の動き	丹波市地域新エネルギービジョン策定
東日本大震災発生		
H23	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律改正 ➢ 再生可能エネルギー特別措置法公布
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 丹波市一般廃棄物処理基本計画策定 ➢ 丹波市地域新エネルギービジョン（重点ビジョン）策定
H24	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第四次環境基本計画策定 ➢ 生物多様性国家戦略2012-2020策定 ➢ 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取り組みの推進に関する基本的な方針 ➢ 都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）公布 ➢ 小型家電リサイクル法公布（H25施行）
	丹波市の動き	丹波市森林づくりビジョン策定
H25	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 温室効果ガス排出量の新たな目標の表明 ➢ IPCC第5次評価報告書 ➢ 第三次循環型社会形成推進基本計画策定 ➢ 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（変更） ➢ 省エネ法改正 <ul style="list-style-type: none"> ・電気需要の平準化推進（H26.4施行） ・トップランナー制度建築材料等へ拡大（H25.12施行） ➢ 地球温暖化対策推進法改正（三ふっ化窒素を温室効果ガスの種類として追加）
H26	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ エネルギー基本計画（第四次）策定 ➢ ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法改正 ➢ 鳥獣保護法改正 ➢ 水循環基本法公布
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第4次兵庫県環境基本計画策定 ➢ 生物多様性ひょうご戦略改定
丹波市豪雨災害発生（8月）		
H27	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 国連総会で持続可能な開発目標（SDGs）採択 ➢ 海洋ごみ問題に対処するためのG7行動計画策定（6月） ➢ パリ協定 ➢ 日本の約束草案 ➢ 水循環基本計画策定 ➢ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針
	丹波市の動き	第2次丹波市総合計画策定
H28	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 地球温暖化対策計画策定 ➢ 建築物省エネ法一部施行（H27.7公布）
	兵庫県の動き	兵庫県バイオマス活用推進計画策定
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略策定 ➢ 丹波市住生活基本計画策定 ➢ 丹波市空き家等対策計画策定 ➢ 丹波市農業・農村振興基本計画策定

第2次丹波市環境基本計画策定		
H29	国の主な動き	➢ G20「海洋ごみ行動計画」の立ち上げに合意（7月）
	丹波市の動き	➢ 丹波市一般廃棄物処理基本計画策定
H30	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第五次環境基本計画策定 ➢ 気候変動適応法施行（H30.6公布） ➢ 気候変動適応計画策定 ➢ 第四次循環型社会形成推進基本計画策定 ➢ 海岸漂着物処理推進法改正 ➢ エネルギー基本計画（第五次）策定 ➢ G7「海洋プラスチック憲章」を承認（6月）
	兵庫県の動き	兵庫県廃棄物処理計画改定
H31 R01	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 ➢ プラスチック資源循環戦略策定 ➢ G20大阪サミットでの大阪ブルー・オーシャン・ビジョン合意（6月）
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第5次兵庫県環境基本計画策定 ➢ 生物多様性ひょうご戦略改定
	丹波市の動き	➢ 丹波市まちづくりビジョン策定
R02	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定 ➢ 第1回国・地方脱炭素実現会議（12月）
	丹波市の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 第2次丹波市総合計画後期基本計画策定 ➢ 第2期丹波市人口ビジョン・第2期丹波市丹（まごころ）の里創生総合戦略策定
R03	国の主な動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ IPCC第6次評価報告書 ➢ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律閣議決定（R4.4施行予定）
	兵庫県の動き	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 兵庫県バイオマス活用推進計画2030策定 ➢ 兵庫県地球温暖化対策推進計画改定
	丹波市の動き	➢
第2次丹波市環境基本計画（改訂版）策定		

3 環境の現状と課題

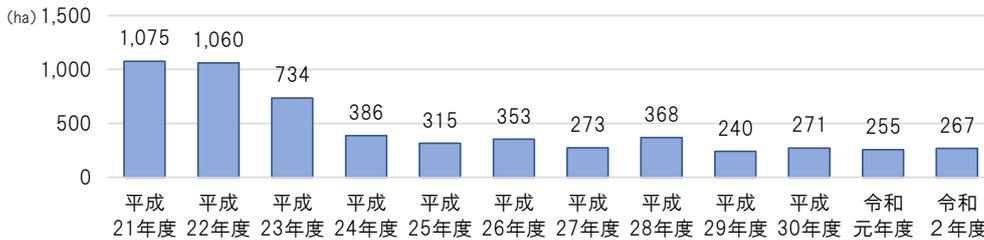
(1) 自然環境の現状と課題

本市は、市総面積の約75%を森林、約10%を農地が占めており、豊かな自然環境に恵まれています。森林の98%は民有林で、そのうちの58%がスギ、ヒノキなどの人工林となっています。こうした人工林は、管理が行われず放置されると太陽が差しこまないために林床に草木が生育できなくなり、土砂の流出などの災害を引き起こす場合があります。

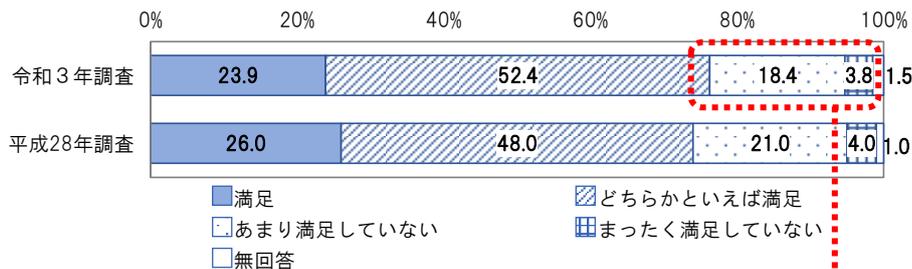
市民アンケート調査においては、自然環境について満足している人が多い反面、満足していない人が2割以上を占めています。その割合は5年前と比べるとやや減少しているものの、満足していない人の理由として、「イノシシやシカ、アナグマ、イタチなど、野生生物による農作物などの被害が増えた」に次いで、「農地や山林の荒廃が進んだ」となっており、農地・山林の荒廃が進んでいると感じている市民が多い結果となっています。

森林づくりビジョンに基づいた整備を実施してきましたが、森林整備面積の推移をみると、平成21年（2009年）度以降は減少傾向となっており、近年では250～270haでの推移となっており、今後も引き続き、森林の多面的機能を高めるための森林整備が必要となっています。

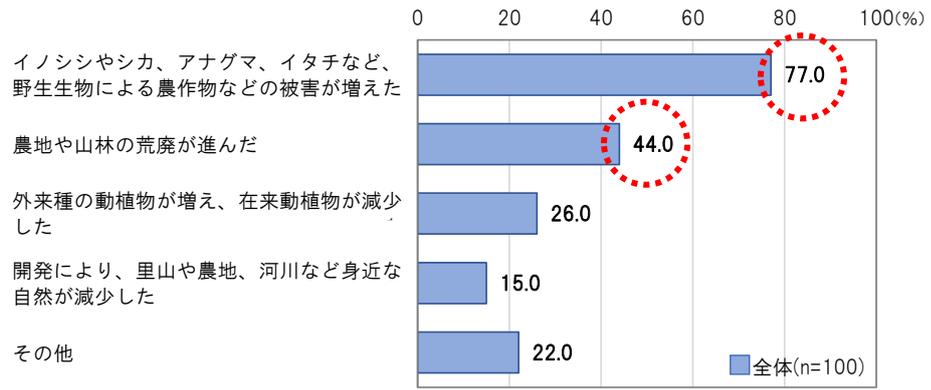
《森林整備面積の推移》



《住まいの周辺の自然環境に対する満足度（市民アンケート調査）》



《住まいの周辺の自然環境に満足していない理由（市民アンケート調査）》



農地においては、農業従事者の高齢化に伴う次代の担い手の不足が課題となっており、遊休農地面積は年々増加傾向にあります。特にこの数年では増加しており、令和2年（2020年）には38.0haと、**遊休農地の基準を変更したこともあり**、令和元年（2019年）の17.9haから2倍以上となっています。今後も、認定農業者の育成や新規就農者の増加に向けた取組が必要となっています。

《農地集積面積の推移》



《遊休農地面積の推移》



また、有害鳥獣による農業生産物等への影響に対して被害防止柵の設置や捕獲などの対策を行っていますが、被害金額や面積ともに年々増加傾向となっています。アンケート結果においても、市民の意見が多くみられた外来生物を含む有害鳥獣の被害について、引き続き被害防止柵の設置や捕獲など、対策を強化していく必要があります。

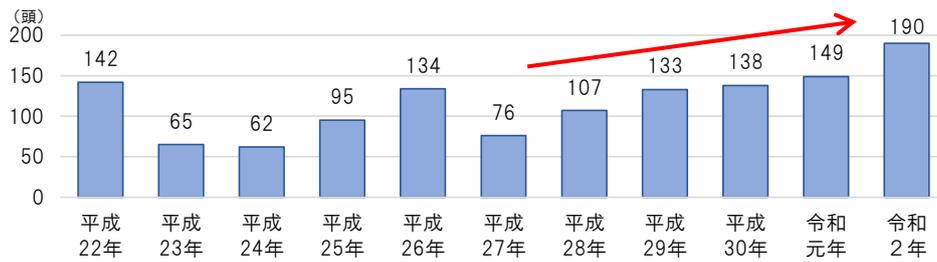
《有害鳥獣による被害状況等（令和2年（2020年））》

鳥獣の種類	品目	被害金額	面積
イノシシ	水稻	742 万円	5.83ha
	野菜（かぼちゃ、ばれいしょ他）	296 万円	2.50ha
シカ	水稻	678 万円	5.33ha
	野菜（トマト、ばれいしょ他）	703 万円	5.80ha
アライグマ	野菜・果樹（ブドウ、とうもろこし他）	146 万円	0.61ha
ヌートリア	野菜（ブロッコリー、ばれいしょ他）	13 万円	0.08ha
カラス	野菜（トマト他）	428 万円	2.69ha
計		3,006 万円	22.84ha

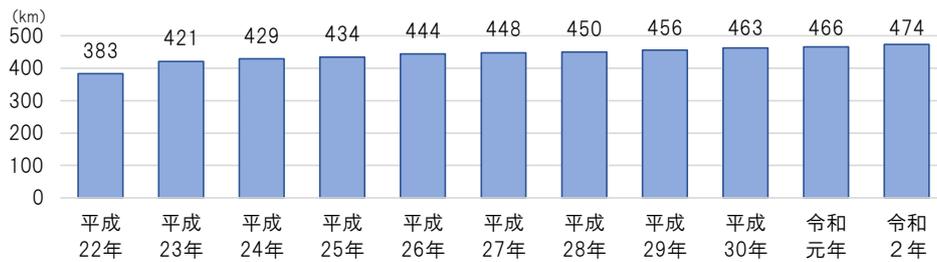
《有害鳥獣捕獲数の推移》



《外来生物捕獲数の推移》

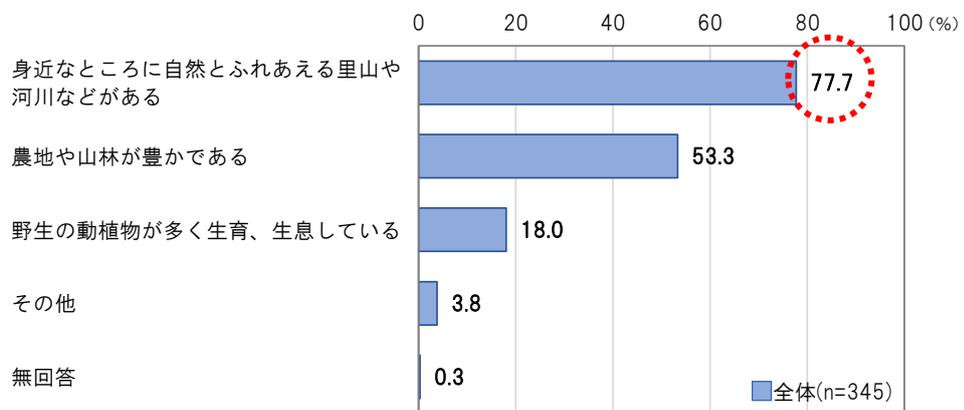


《防止柵設置総延長の推移》



本市では、豊かな生物多様性の恵みを利用し、さまざまな自然とのふれあいを楽しむことができ、これらの自然資源は、観光資源としても活用が期待されています。アンケート調査においても「身近なところに自然とふれあえる里山や河川などがある」ことが満足度の高さに表れており、このような人と自然とのふれあいは、生物多様性を保全する意識を醸成するきっかけにもなると思います。

《住まいの周辺の自然環境に満足している理由（市民アンケート調査）》



(2) ごみの分別・リサイクルの現状と課題

国では、容器包装や家電、小型家電、食品、建設、自動車などのリサイクル関連法の整備をはじめ、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進など、資源循環型社会づくりに取り組んでいます。近年では、私たちの生活や産業活動で大量に使用されているプラスチックが、ごみとして海洋に流出し、マイクロプラスチックとなり、地球規模で海洋生態系に深刻な影響を与えていることも問題となっています。

ごみ問題に対しては、単に排出された物の処理にとどまらず、物の生産、流通、消費の流れの中で、事業者や市民・滞在者がごみ発生の各段階からの減量化・資源化など、資源循環型社会の構築に向けた取組を協働で進める必要があります。

本市では、平成28年度（2016年度）に策定した「丹波市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量化・資源化に取り組んでいます。ごみの発生量は近年増加傾向となっています。現在、丹波篠山市清掃センターで処理している山南地域のごみを令和9年度からは、丹波市クリーンセンターで処理することになっており、ごみ量の削減が喫緊の課題となっています。また、ごみの資源化への関心が高まっている一方で、資源化量は横ばい傾向、古紙等資源ごみの集団回収量は減少傾向となっており、ごみのさらなる資源化を推進していく必要があります。

《ごみ発生量の推移》



《ごみ資源化量の推移》

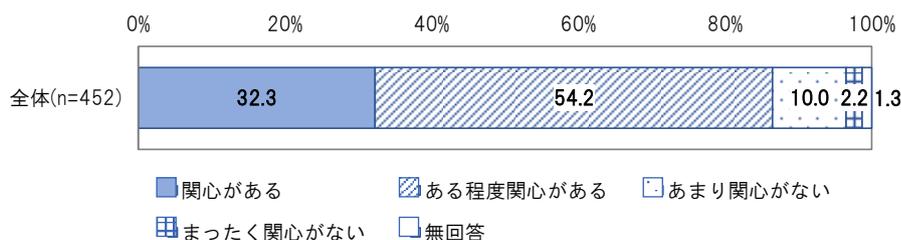


《資源集団回収の推移》

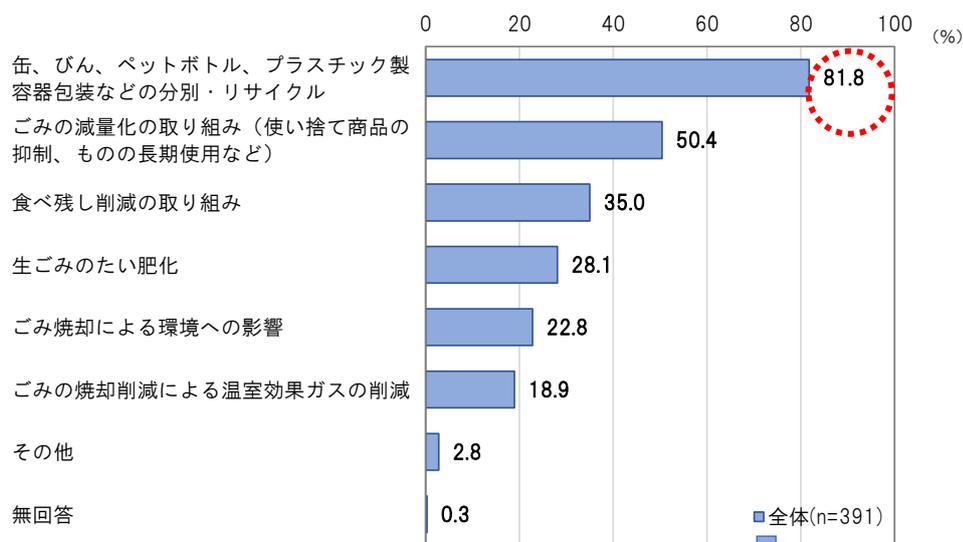


市民アンケート調査においても、8割以上の人がごみの分別・リサイクル、ごみの減量化について関心があり、前回の調査と比較すると、食べ残しの削減やごみの減量化の取組への関心度が上昇している一方で、燃やすごみ袋の組成調査（令和3年（2021年）5月実施）によると、家庭系の可燃ごみの中には生ごみ類が約36%、未開封や未利用の食品が約3%含まれており、生ごみの資源化、食品ロスの削減などごみのさらなる減量と資源化を推進していく必要があります。

《ごみの分別・リサイクル、ごみの減量化に対する関心度（市民アンケート調査）》

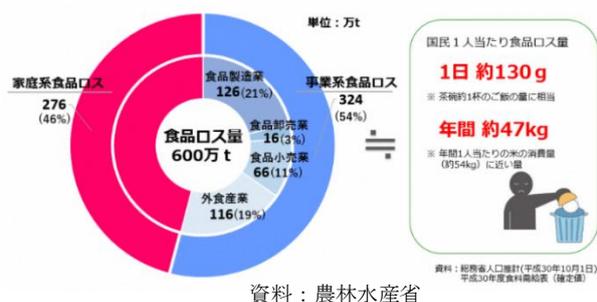


《関心がある内容（市民アンケート調査）》



食品ロスとは・・・？

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、食べ物を捨てることはもったいないだけでなく、環境にも悪い影響を与えてしまいます。日本の平成30年度（2018年度）の推計値では食品廃棄物等は年間2,531万t、そのうち、本来食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間600万tになっているとされています。



食品ロスを減らすためには、家で食品ロスが出ないようにするだけでなく、食べ物を買うお店、食べるお店でも食品ロスを減らすことを意識することが大切です。こうした行動が、有効利用や地球温暖化の抑制につながって、みんなの生活を守ることにもつながります。

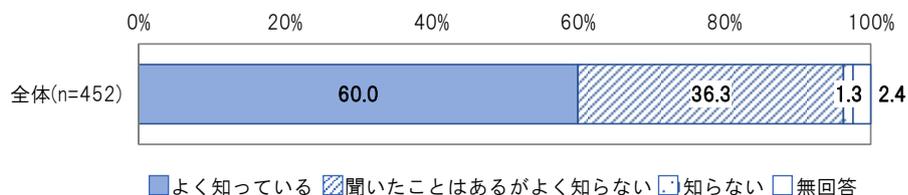
(3) 地球温暖化防止に関する現状と課題

地球温暖化は、化石燃料を燃やしたエネルギーの大量使用、科学技術や経済の成長に伴い、大気中の二酸化炭素などが増加して温室効果が強まり、地上から放射される熱を吸収・再放出して一層大気を温めることにより、地表付近の気温がこれまで以上に上昇しています。この地球温暖化に伴う気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系や人間社会にさまざまな影響を与えているとしています。

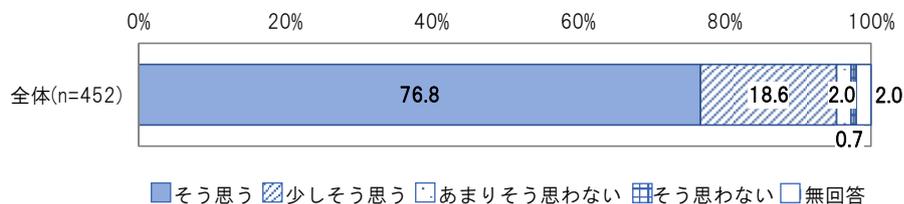
本市においても地球温暖化による気温の上昇などの傾向がみられます。地球温暖化は、異常高温や大雨、干ばつの増加などのさまざまな気候変化を生じ、生態系への影響、農業への打撃、災害の激化等、広い範囲で深刻な影響が生じることが懸念されています。

市民アンケート調査においては、地球温暖化の認知度は高く、気象及び気候の極端な現象の発生頻度の高まりを感じている人が多い結果となっている一方で、地球温暖化対策として普段取り組んでいる行動はないと回答した人が2割近くを占めています。

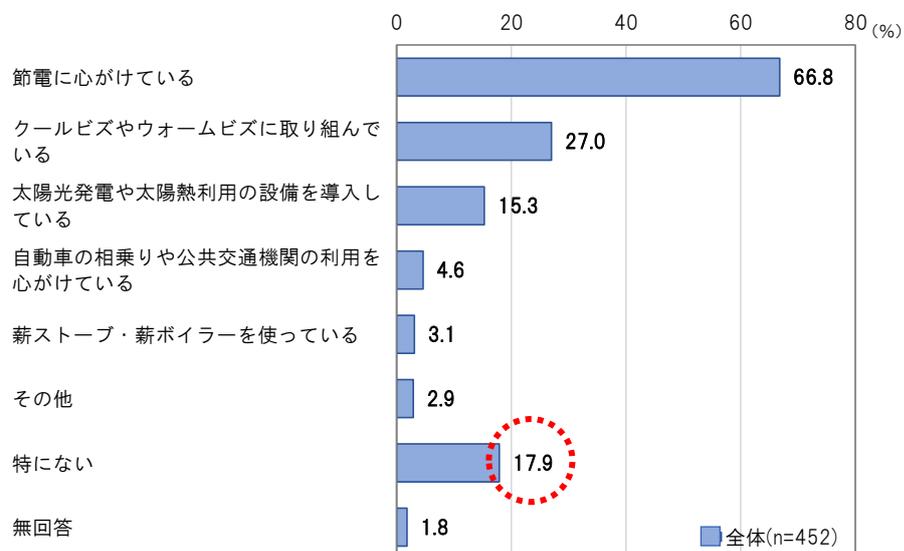
《「地球温暖化」の認知度（市民アンケート調査）》



《「気象及び気候の極端な現象の発生頻度の高まりについて（市民アンケート調査）》



《地球温暖化対策として普段行っている行動（市民アンケート調査）》

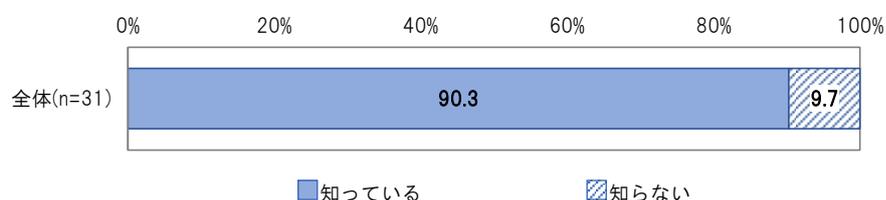


また、事業所アンケート調査においては、ほとんどの事業所で温室効果ガス排出量の削減目標についての認知がされており、地球温暖化への対応が差し迫った問題であるとの認識をされている事業所が多くなっています。

《地球温暖化への対応は差し迫った問題であるとの認識（事業所アンケート調査）》



《温室効果ガス排出量の削減目標の認知（事業所アンケート調査）》



市民・事業者・滞在者・行政の一人ひとりが温室効果ガス排出削減に向けて、さらなる取組を進めていくとともに、環境負荷の少ないコンパクトなまちづくりを進め、早急に脱炭素・低炭素社会を構築する必要があります。

本市では、ごみの減量やリサイクルの推進、温室効果ガス削減に関する先導的取組等を実践している事業所を丹波市地球温暖化防止対策推進事業所に認定する事業を行っているほか、市の事務事業の効率化を図るとともに、公共施設の運営管理を効率的に行い、地球温暖化防止に寄与するため、丹波市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、職員の意識の向上や住民事業者に対する普及啓発に努めています。

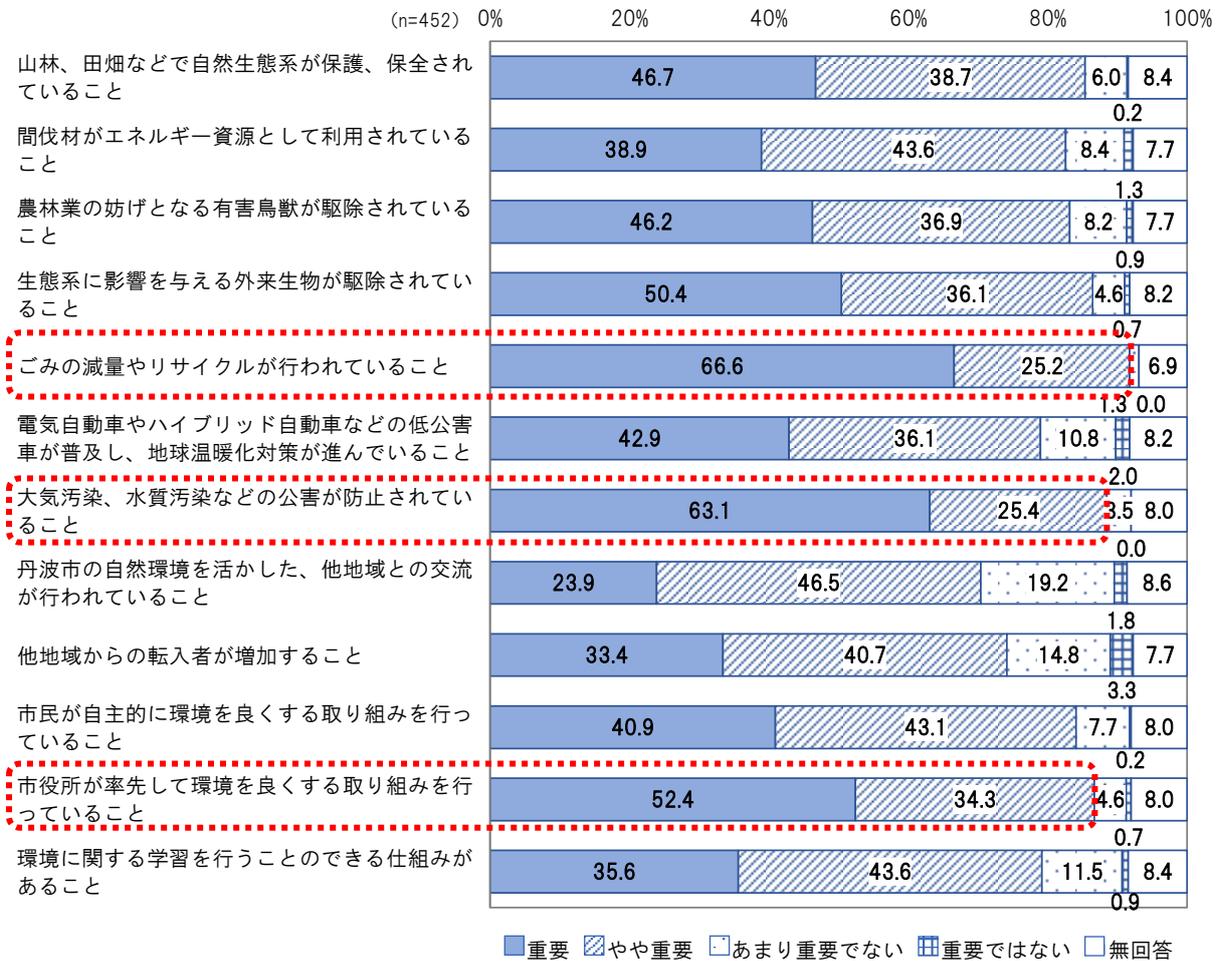
また、公共施設への太陽光発電システムやチップボイラー・薪ストーブの設置、電気自動車の導入、電気自動車急速充電器の整備なども行うとともに、再生可能エネルギーや省エネルギーの設備を導入する市民や事業者が利用できる補助金制度を創設するなど、木質バイオマス利用推進の取組を進めています。

引き続き各種実施事業について周知・啓発を進めていくとともに、木質バイオマス利用推進についても継続的に取り組んでいくことが必要です。

(4) 公害や景観などの生活に身近な環境の現状と課題

市民アンケート調査において、市の施策の**重要度**として「ごみの減量やリサイクルが行われていること」に次いで、「大気汚染、水質汚染などの公害が防止されていること」や「市役所が率先して環境を良くする取組を行っていること」の重要度が高くなっており、ごみの分別やリサイクルに関する周知や啓発など、ごみの減量に向けて取り組んでいくとともに、~~大気、水質、騒音、振動、悪臭等を定期的に把握するの定期的な把握を行う~~ことで、今後も公害の未然防止に取り組んでいく必要があります。

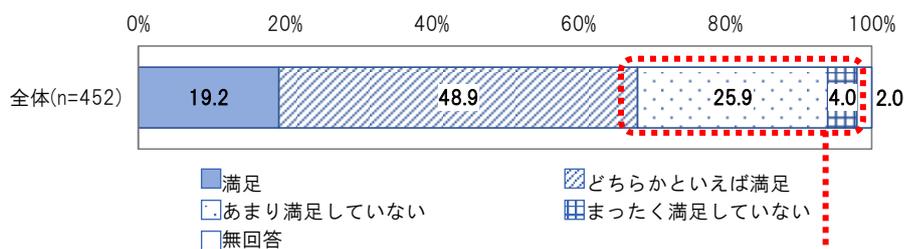
《行政施策（丹波市の取組）の重要度（市民アンケート調査）》



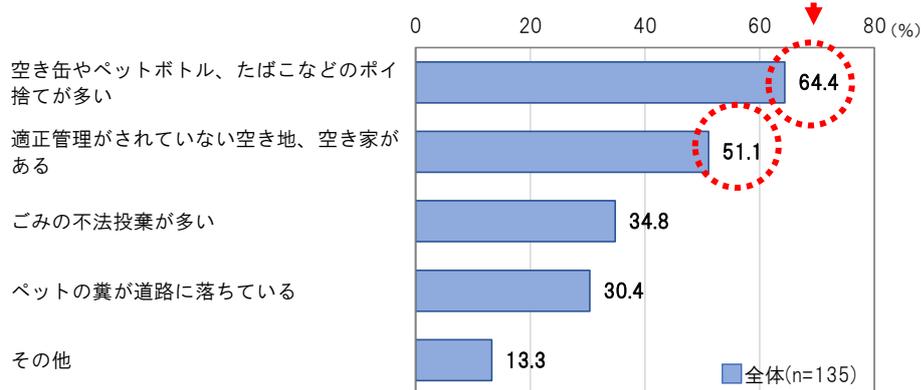
一方で、ペットの鳴き声や糞尿の処理、野焼きや不法投棄など、個人の生活に起因する生活型の公害に関する苦情が寄せられることも多く、市民一人ひとりが、普段の生活の中で環境に配慮していく必要があります。

市民アンケート調査においても、住まいの周辺の清潔さにおいて満足していない理由として「空き缶やペットボトル、タバコなどのポイ捨てが多い」や「適正管理がされていない空き地、空き家がある」の回答が多かったことから、市民の関心の高い散乱ごみの解消に向け、市民にも滞在者にも快適で清潔な環境づくりを進めていく必要があります。

《住まいの周辺の清潔さに対する満足度（市民アンケート調査）》



《住まいの周辺の清潔さに満足していない理由（市民アンケート調査）》



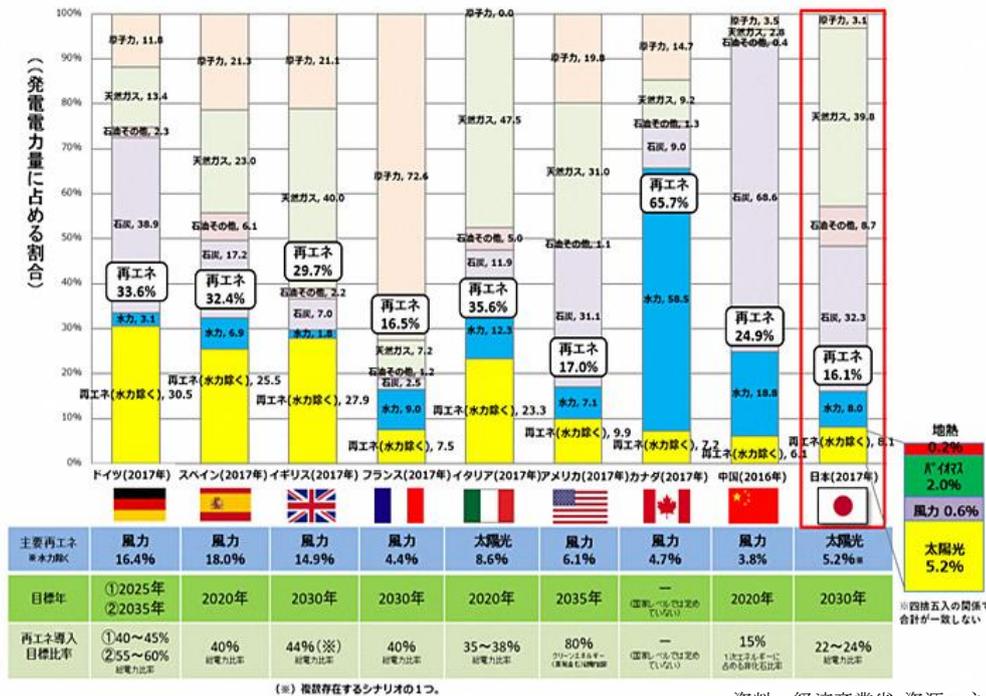
また、景観を保全・形成するための取組として、屋外広告物法等に基づく屋外広告物の適正指導の実施や、大規模建築物・特定建築物等の届出制度を活用した誘導などを行うとともに、地域の景観形成に重要な役割を果たしている建造物や樹木を「景観形成重要建造物」に指定するなど、市内の景観形成に努めています。

空き家の増加は、周辺の風景や景観を損ねるだけでなく、老朽化による屋根や外壁材等の落下・飛散事故や倒壊事故、場合によっては不法投棄や火災の発生、犯罪に利用されるなどの治安の悪化を招き、住環境に悪影響を与えることが懸念されます。増加する空き家や空き地などの雑草処理やごみ放置問題などへの対策と適正な管理を行っていくとともに、空き家を地域の資源として有効な利活用を促進し、安全で安心なまちづくりの推進と良好な生活環境の保全を図っていくことが必要です。

再生可能エネルギーとは・・・？

太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスといった再生可能エネルギーは、温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、社会を維持し発展させていくために、重要な低炭素の国産エネルギー源です。

2017年度現在、我が国の電源構成に占める再生可能エネルギー比率は約16%となっており、ドイツやイギリスといった諸外国と比べて、低い水準にあります。2030年度のエネルギーミックスにおいては、再生可能エネルギー比率を22~24%と見通しており、この水準を実現し、再生可能エネルギーを主力電源としていきます。



再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、まず世界に比べて高い再生可能エネルギーの発電コストを低減させていく必要があります。世界では、再生可能エネルギーの発電コストは急速に低下しており、その他の電源と比べても、コスト競争力のある電源となってきています。

令和4年(2022年)4月1日、FIT法(電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)に代わり、再エネ促進法(再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法)が施行される予定です。再エネ促進法では、市場価格に一定の補助額(プレミアム)を上乗せして電気を取引するFIT制度が創設されます。

※再生可能エネルギーの定義

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律(エネルギー供給構造高度化法)においては、「再生可能エネルギー源」について、「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものとして政令で定めるもの」と定義されており、政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められています。

木質バイオマスとは・・・？

「バイオマス」とは、生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く)」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。

木質バイオマスを使った発電方法は火力発電や原子力発電に代わる発電方法として注目を集めている再生可能エネルギーのひとつです。

木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。一口に木質バイオマスといっても、発生する場所 (森林、市街地など) や状態 (水分の量や異物の有無など) が異なるので、それぞれの特徴にあった利用を進めることが重要です。

未利用間伐材等



間伐や主伐により伐採された木材のうち、未利用のまま林地に残置されている間伐材や枝条等が年間約 2,000 万立方メートル発生しています。

今後これらを利用していくためには、施業の集約化や路網の整備等により安定的かつ効率的な供給体制を構築するとともに、新たな需要の開拓などを一体的に図っていく必要があります。

製材工場等残材や建設発生木材は、ほとんどが利用されているため、更なる木質バイオマスの利用拡大には、未利用間伐材等の活用が重要な課題です。

製材工場等残材



製材工場等から発生する樹皮や背板、のこ屑などの残材。年間約 850 万立方メートル発生していますが、そのほとんど (約 95%) が製紙原料、燃料用、家畜敷料等として利用されています。

建設発生木材



土木工事の建設現場や住宅などを解体する時に発生する木材。

年間約 1,000 万立方メートル発生していますが、そのうち約 90%が燃料用や製紙原料、木質ボード原料等として利用されています。

資料：林野庁

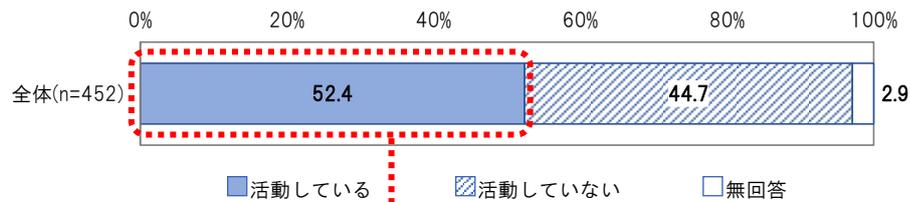
日本は国土面積の 3分の2を森林で占めており、さらに森林資源は増え続けていることから木質バイオマスの利用は最適であると言えます。

木質バイオマスを利用するにあたって最大の課題であるコスト面を解決すべく、効率的な収集運搬・地域で活用できる仕組みを構築する必要があります。

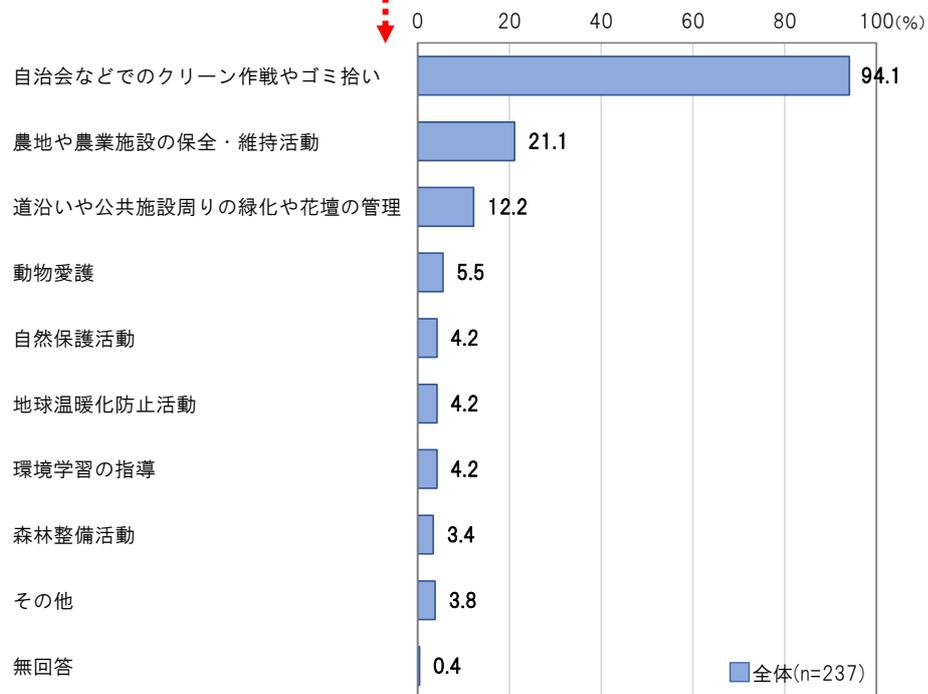
(5) 環境保全活動の現状と課題

市民アンケート調査においては、環境をよくするための活動をしている人が全体の約半数となっており、その内容では、「自治会などでのクリーン作戦やゴミ拾い」が最も高く、次いで「農地や農業施設の保全・維持活動」や「道沿いや公共施設周りの緑化や花壇の管理」などの回答となっています。

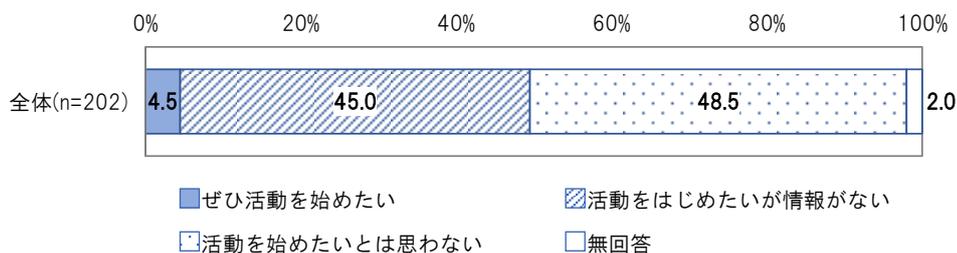
《環境をよくするための活動の状況（市民アンケート調査）》



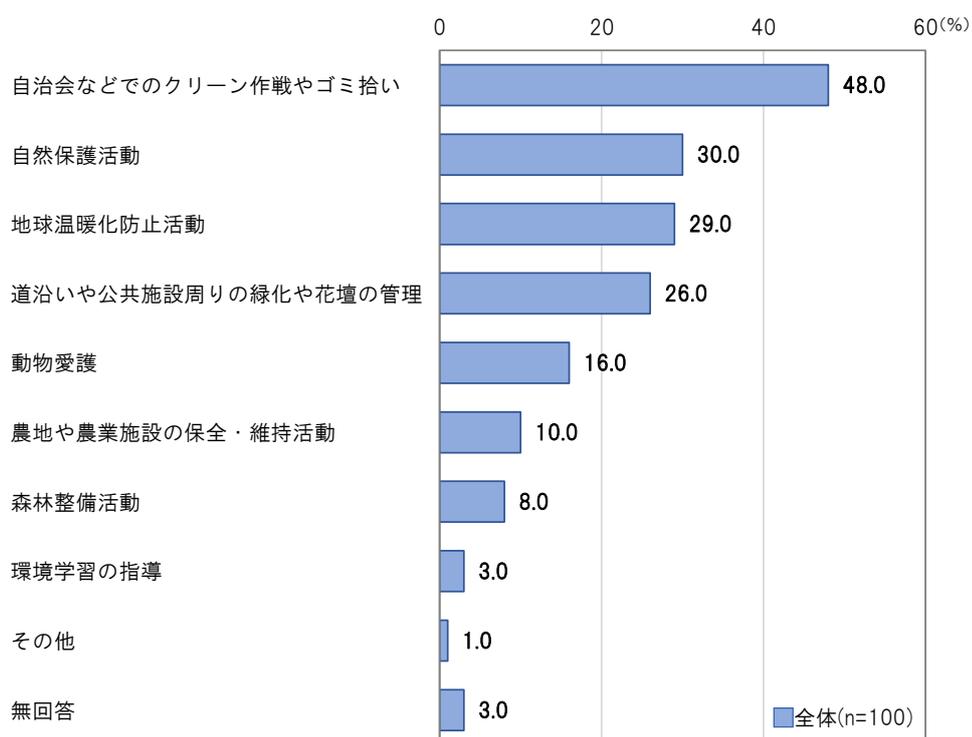
《活動している内容》



《環境をよくするための活動への今後の参加意向（市民アンケート調査）》



《これからはじめたい活動の内容》



今後の意向として、「自然保護活動」や「地球温暖化防止活動」、「道沿いや公共施設周りの緑化や花壇の管理」、「動物保護」など、現在参加している割合に比べて高く、市民の関心が高いことがうかがえます。

環境の維持、向上のためには、市民一人ひとりの取組が重要であることから、今後、環境に対する関心をより一層高めていくことが課題といえます。

第3章 目指すべき将来像とその実現に向けた方向性

1 目指すべき将来像

豊かな自然と美しく懐かしい田園風景など、先人が築いてきた環境を守り、また、丹波市らしい環境を創造するため、丹波市環境基本条例の基本理念を踏まえ、丹波市の目指すべき将来像を次のように設定します。

丹波の森と農を活かし、人と自然が共生する源流のまち

今後、人口が一層減少すると見込まれている中で自然環境を持続的に守り育てていくためには、自然環境を活用した産業や暮らしを創造するなど、地域の活力を生み出しながら自然環境を維持向上させていく仕組みを構築することがますます重要となっています。

第2次丹波市環境基本計画では、丹波市が加古川と由良川の源流に位置し、丹波市の環境問題は下流域にも影響を与えること、また、丹波市の個性でもある“源流のまち”を次世代へ継承する必要があることを踏まえ、第1次計画で定めた将来像の「丹波の森と農を活かし、人と自然が共生するまち」に“源流の”を加えた丹波市の目指すべき将来像を掲げ、取組を行ってきました。

2 施策推進の基本的な視点

本計画を効果的に推進するため、常に踏まえるべき共通の考え方として、5つの視点を定めます。

【視点1】健康で安全に暮らせるまちづくりに貢献する

環境の質の向上により、全ての市民が健康で快適な生活を送り、安全・安心に暮らすことができるまちづくりに貢献します。

【視点2】市の魅力向上と地域産業の発展に貢献する

環境をキーワードに人が集まり、農林業・商工業などの地域産業に環境の側面から新たな付加価値を加え、ヒト・モノ・カネが循環する地域社会の構築に貢献します。

【視点3】地域の個性を活かし、豊かな環境資源を次世代へ継承する

本市の豊かな自然、伝統的な歴史文化、人と人との繋がりを大切にし、豊かな環境資源をより良いものにして次世代に継承します。

【視点4】参画と協働により環境保全を推進する

市民一人ひとりが環境に配慮した行動を実践するとともに、市民・民間団体、自治会、自治協議会・地域団体・市民活動団体、中間支援団体、行政の参画と協働により環境保全の取組を推進します。

【視点5】人づくりを推進する

地域の自然や環境を理解し、環境保全への取組に向けて自発的に行動する人づくりを推進します。

3 基本目標の設定

「丹波市の目指すべき将来像」を実現するために、5つの基本目標と、それらの基本目標を実現するための各分野を横断する共通目標を掲げます。

共通目標 地域循環共生圏の構築

多様な主体と連携することで、地域内でのエネルギーや資源・経済の循環を促すとともに、分野横断的な地域間での交流や広域的なネットワークづくりにより、自立・分散型の社会を形成し、地域の特性に応じて資源を補完し支えあう「地域循環共生圏（国の第五次環境基本計画に掲げられた概念）」の実現を目指し、環境・エネルギー政策を契機とする経済・社会との統合的取組を推進します。

該当する SDGs の目標



基本目標 1 “里地里山”の保全・再生と循環利用

農林水産業その他の人の活動により特有の生態系が維持されてきた里地里山等の保全を図るため、森林の多面的な機能を高める森林整備や環境に配慮した農作物づくりなどを通して、自然環境をより安全で豊かなものとしていきます。

また、生態系に影響を及ぼす外来種への対策を進める等、様々な生きものが暮らせる環境になるよう生物多様性の保全を図っていきます。

加えて、森林整備によって生じる用途のない間伐材の**をバイオマスエネルギーとして利用すること**を推進し、新しい環境調和型産業の育成を通して、人・自然・産業・暮らしが循環する“循環型社会”の実現を目標とします。



基本目標 2 資源を大切にすライフスタイルの定着

高度成長期に始まる大量生産・大量消費型の社会システムやライフスタイルがさまざまな地球規模の環境問題を生じさせていることを踏まえ、日常生活や事業活動等で資源を大切にし、地球環境を保全するライフスタイルや社会システムの確立を目標とします。



基本目標 3 地球温暖化の防止

地球温暖化は、本市の環境や市民生活に深刻な影響をもたらす危険性があり、環境への負荷の少ない脱炭素社会の実現が喫緊の課題となっており、本市においても今後取り組んでいく必要があります。

市民の安全で安心な暮らしや本市の豊かな自然資源を「未来」へ引き継ぐため、市民・事業者との連携・協働により、これまでの省エネルギー化（省エネ）の推進を継続するとともに、

気候変動の影響への適切な備えや対応が進んだ、脱炭素社会に向けた持続可能な都市の実現を目標とします。



基本目標 4 快適で安心して暮らせる環境の保全

身近な環境や景観を安全で適正に保ち、市民はもとより、来訪者が気持ちよく訪れることのできる環境、景観を目指していきます。このために、大気、水質、悪臭など公害の監視や未然防止のほか、景観を向上させていくことにより、移住・定住の促進が実現していくことを目標とします。



基本目標 5 人の輪で育む環境づくり

丹波市の豊かな自然、伝統的な歴史文化を守っていくためには、市民、事業者、行政が一体となり環境に配慮した行動に取り組む必要があります。人と人とのつながりを大切にし、豊かな環境資源を次世代に継承していくために、ボランティアの育成支援や環境学習の機会提供などを通して環境に関わる人の輪を大きくし、“市民総がかり”で取組を進めていくことを目標とします。

4 環境施策の方向性と施策体系

(体系図の掲載)

第4章 具体的に実施すること

基本目標1 “里地里山”の保全・再生と循環利用

■ 将来の環境イメージ

- 市内の広い面積を占める森林の管理に携わる人が増え、森林の持つ多面的機能や防災力の向上が図られています。
- また丹波市産材を使用した住宅が増え、森林整備や管理で発生する間伐材が活用されています。
- 環境に対する市民の意識の高まりから、有機農業や環境創造型農業が普及し、安心・安全な農産物の生産が増えています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 里地里山の保全・再生

- 林業の育成を通じた森林の間伐促進や混交林化を進め、産業としての林業振興と森林の持つ多面的な機能を維持するための森林管理をバランスよく行い、生物多様性が高く、防災面にも配慮した森づくりを行います。
- 適正な土地利用の推進、森林・緑地保全の観点から開発行為を適正に誘導することにより、緑豊かな地域環境を活かした開発に向けた指導を行います。
- 環境学習を通じて、丹波市の環境における里山の重要性の理解促進と、里地里山環境の保全を図ります。また、里山と私たちの暮らしとの関わりについて学ぶ場として里地里山を活用していきます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
森林整備の推進	森林整備面積 (経済林)	267ha/年	250ha/年	250	250	250	250	250
	森林整備面積 (非経済林)	31ha/年	50ha/年	40	40	50	50	50
本の駅プロジェクトの推進	本の駅プロジェクト森林登録面積数							

■里地里山を活かした循環型社会の実現

- 森林整備や管理で発生する間伐材の多くが林内に放置され、活用されていないことから、住宅の新築や増改築等に際して、積極的に丹波市産材の利用を促進します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
住宅への地元産材の利用促進	使用木材量 (個人物件のみ)	365.1 m ³	400.0 m ³	400	400	400	400	400

■生物多様性の保全

- 農地では、環境に配慮した農業生産活動を広め、生物多様性の保全に効果の高い取組を推進します。
- 「生物多様性丹波市戦略(仮称)」を策定し、生物多様性の重要性について市民・事業者の理解向上に努めるとともに、生物多様性確保に向けた取組を行います。
- 地域の生態系を保全するため、外来種からの影響を受けやすい在来種(動植物)を保護し、生態系を破壊する外来種の防除にかかる対策を進めます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
農地の保全の推進 (多面的機能支払交付金事業の推進)	活動面積	4,057ha	4,050ha	4,054	4,053	4,052	4,051	4,050
環境創造型農業の推進	有機農業累計生産者数 (有機JAS認証農家)	28戸	40戸	33	34	36	38	40
	有機農業生産面積	57.3ha	68.8ha	60.9	62.8	64.8	66.8	68.8

■有害鳥獣や外来生物の防除

- 農林業や生態系等に影響を及ぼす有害鳥獣や外来生物の被害を抑制しつつ、国県の施策を踏まえ、各関係機関との連携により有効的な捕獲を実施し、拡大防止をめざし生態系の保全を図ります。
- 危険な外来生物や害獣等に関する市民への情報提供を行います。
- 兵庫県特定鳥獣保護管理計画に基づき、農林業等への被害軽減を図るとともに、人と野生鳥獣の調和のとれた共存をめざします。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
有害鳥獣や外来生物の防除	鳥獣被害防止柵設置 総延長(累計)	488km	533km	513	518	523	528	533
	有害鳥獣による農業 被害数	713件	560件	680	650	620	590	560

■自然環境の保全・育成につながる人づくり

- 林業事業体への安全衛生教育等を通じた支援や、NPO、森林ボランティア等の団体の育成、支援を行っていきます。
- 農業分野では、従事者の高齢化などによって遊休農地が発生していることから、新規就農者への支援や多様な担い手の確保を行っていきます。
- 自然豊かな水辺環境を守り育てるため、市民参加による維持管理に努めます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
地域協働による森林整備活動の取組の推進	森林山村多面的機能発揮対策交付金交付組織	16組織/年	18組織/年	18	18	18	18	18
	森林山村多面的機能発揮対策交付金交付組織取組面積	84ha/年	85ha/年	85	85	85	85	85
担い手農業者の育成支援	認定農業者数(累計)	97人	103人	99	100	101	102	103
	集落営農組織数(累計)	58組織	64組織	60	61	62	63	64
新規就農者の育成支援	新規就農者数	3人/年	3人/年	3	3	3	3	3

2 市民・事業者の取組

■里地里山の保全・再生

市民	<ul style="list-style-type: none">● 森林の所有者は、責任をもって適正な森林管理を行います。● 市が行う自然環境保全施策や、里山の管理に対してできる範囲で協力します。● 川や緑地などを汚さないよう注意し、ごみはきちんと持ち帰ります。● 地域の良さを再発見する等里地里山の果たす役割、重要性について理解を深めるよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 林業事業者は森林所有者や他の事業者と連携し、森林づくりを先導する役割を担います。● 事業活動にともなう、地域の自然環境への負荷を最小限に抑えるよう努めます。● 自然の減少につながるような事業活動を行う場合には、代替措置として植林や他の地域での自然回復に努めます。● 環境に配慮した原材料を調達します。

■里地里山を活かした循環型社会の実現

市民	<ul style="list-style-type: none">● 住宅の新築や増改築等に際しては、積極的に丹波市産材を利用します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業活動の中で、必要に応じて丹波市産材の積極的な利用を進めます。

■生物多様性の保全

市民	<ul style="list-style-type: none">● 自生する植物はむやみに持ち帰らないなど、生きものを大切にします。● 丹波の豊かな自然環境である緑や水辺に親しみます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 事業所内外の在来の動植物を保護するよう努めます。● 森林保全や生きものを守る活動に積極的に参加するよう努めます。● 緑や水辺環境を活用して環境を学習する子どもたちへの支援や協力をします。

■有害鳥獣や外来生物の防除

市民	<ul style="list-style-type: none">● 外来種や、本来その地域に生息しない動植物を放さないようにします。● 野生動物の餌となる生ゴミや収穫しない作物などについて、撤去できる物は取り除き、できない物は囲うなど防護します。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 生態系に影響のある特定外来生物（植物）の駆除活動に協力するよう努めます。

■自然環境の保全・育成につながる人づくり

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域活動やボランティア活動を通じて森林づくりに参加するよう努めます。 ● 身近にある希少な自然環境資源について学び、その重要性を理解し、保全に努めます。 ● 森林や農地などの持つ公益的機能（防災や水源かん養機能など）の重要性への理解を深めるよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● CSRの一環として、社員教育やレクリエーションも兼ねて森林づくりに参加することを検討します。 ● 地域における自然観察会や緑化運動などに協力・支援を行うよう努めます。

CSRとは・・・？

「Corporate Social Responsibility」の略で、直訳すると「企業の社会的責任」となります。環境の汚染、資源・エネルギー・食糧需給の逼迫、児童労働などの人権問題、自然災害。人類社会の持続を脅かすような様々な要因が顕在化しています。そのような背景のもと、企業が未来永続的に存在していくためには、企業自らが社会の一員として、「社会そのもの」が永続的に発展していくために貢献する存在でなければなりません。

2010年11月1日には、ISO（国際標準化機構）より、国際規格としてISO26000（Guidance on social responsibility：社会的責任に関する手引き）が発行され、現在は、企業活動におけるグローバルスタンダードとして、世界中で多くの企業がCSR活動に取り組んでいます。

ISO26000では、7つの原則として「説明責任」「透明性」「倫理的な行動」「ステークホルダーの利害の尊重」「法の支配の尊重」「国際行動規範の尊重」「人権の尊重」を挙げています。

典型的なCSR活動として具体的に知られるのは、

- 地球環境への配慮ボランティア活動支援などの社会貢献
- 地域社会参加などの地域貢献

などがありますが、他にも

- 安全や健康に配慮した職場環境と従業員支援
- 関連法規の遵守やコンプライアンス
- 適切な企業統治と情報開示
- 誠実な消費者対応
- 誠実な取引先との関係

などもCSR活動の一環と言えます。

近年では、ソーシャルメディアが普及し、消費者は自ら気軽に発信できるようになりました。またその発信は友人などのソーシャルネットワーク上のつながりを介して、あっという間にリアルタイムで共有されており、企業はいまや透明であることが必然として求められ、常に企業のありべき姿勢が問われています。

CSR活動は、ボランティア活動やPR活動としてではなく、企業がそもそも社会の一員として持続していくための必須事項となっています。

基本目標 2 資源を大切にするライフスタイルの定着

■ 将来の環境イメージ

- 市民一人ひとりに5Rの意識が定着し、適正なごみの分別が行われ、使えるものや再生利用されるものも増えて、ごみとして出されるものは減ってきています。
- フードドライブやフードバンクの活用等により、食品ロスが削減されています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 5Rの推進

- ごみの減量には、ごみ発生を抑制すること、すぐに捨てずに再利用できるものは再利用すること、資源として再利用すること、の3つが大切です。本市では、この3つに、不要なものはもらわないこと、修理して使うこと、の2つの取組を追加した5つの取組について、市民や事業者などと協働して推進していきます。
- ごみ減量につながる意識啓発、正しい分別・排出方法の普及に努めます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
ごみの資源化推進	ごみのリサイクル (資源化率)	15.3%	19.0%	18.4	18.5	18.7	18.9	19.0

5Rとは・・・？

ゴミを減らすためにできる5つの行動を意味する言葉で、下記の5つを意味します。

- ゴミを減量 (リデュース・・・Reduce)
- モノを繰り返し使う (リユース・・・Reuse)
- 資源の再生利用 (リサイクル・・・Recycle)
- ゴミになるものを拒否する (リフューズ・・・Refuse)
- 修理しながら長く使い続ける (リペア・・・Repair)

当初は、Reduce (リデュース)・Reuse (リユース)・Recycle (リサイクル) の3つの頭文字をとった「3R」が、廃棄物を減らし、資源の再利用を促進するための標語として広く知られていましたが、3Rよりもゴミ削減に対する意識を高めることができ、自然環境を守る上で目標とするべき指針として、Refuse (リフューズ)とRepair (リペア) が加わった「5R」となりました。

現在では、多くの企業や自治体が「3R」から「5R」に切り替えています。

■ごみの減量化

○家庭系ごみのさらなる減量・資源化に向けて、食品ロスの発生を予防する取組や生ごみの減量を推進するとともに、地域における集団回収など資源化の取組を支援します。

○増加傾向にある事業系ごみの減量・資源化に向けて、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者の容器包装削減や店頭回収、食品ロス削減などの取組を支援します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
ごみの発生抑制	一人一日当たりごみ発生量	685g/日	673g/日	680	678	676	674	673

2 市民・事業者の取組

■5Rの推進

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 不用になったものは、知人に譲ったり、バザーやフリーマーケットの活用を検討します。 ● 自治会や子ども会などが実施している、集団回収や不用品交換会などに参加・協力するよう努めます。 ● 買い物には“マイバック”を持参します。また、“マイ箸”や“マイボトル”を持参し、資源を大切にしよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● マイバック運動の推進、ばら売り量り売りでの販売、過剰包装の抑制などに取り組みます。 ● リサイクルに対する関心、理解を深め、循環型社会の構築に向けた事業に積極的に参加、協力します。 ● 環境に配慮した製品の開発を進めます。

■ごみの減量化

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 「もったいない」の気持ちで自らの生活様式を見直し、ごみの排出量を減らすよう努めます。 ● ごみの分別の徹底に努めます。 ● 食材は無駄なく利用するよう努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、製品の長寿命化、軽量化、薄型化など廃棄物の発生抑制に努めます。 ● 紙使用量の削減、廃棄物の再資源化の徹底、梱包材の再利用などに取り組みます。

ごみ分別アプリを配信

丹波市では、スマートフォンやタブレット端末で使用できる「丹波市ごみ分別アプリ」を配信しています。このアプリでは、お住まいの地域を設定することで、ごみの収集日をカレンダー形式で確認できます。また、収集日を通知するアラート機能やごみの詳しい分別区分、ごみを出す際の注意点も確認できます。



アプリ画面①（起動画面）



アプリ画面②（ホーム）



アプリ画面③（ごみ分別辞典）

基本目標 3 地球温暖化の防止

■ 将来の環境イメージ

- 市内では電気自動車が普及し、自動車としての役割のほか、住宅用蓄電池としても活用されています。公共用交通の利用者が増え、二酸化炭素排出量の運輸部門の割合が減少しています。
- 環境に配慮した事業者が増え、地球温暖化防止の意識が定着しています。従業員への環境教育も定着しています。
- 暮らし方・働き方の変化により、市民・事業者がライフスタイルやビジネススタイルを変えていくことで抜本的な省エネルギーが進んでいます。
- 家庭では薪ストーブや薪ボイラーが普及し、木質バイオマスエネルギーが利用されています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 脱炭素社会への移行

- 2050年までの脱炭素社会の実現を目指し、家庭や事業所からの二酸化炭素排出量の削減、市役所における率先的な取組を進めます。
- 市民や事業所に向けて、二酸化炭素排出削減につながるライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発を進めます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
丹波市地球温暖化対策 実行計画(事務事業 編)の実施	温室効果ガス排出量	18,737t- CO2/年	—	16,447	16,447	16,447	—	—
低公害車の導入促進	公用車の低公害車率	3.00%	5.00%	4.00	4.00	5.00	5.00	5.00
公共交通の利用促進	J R 福知山線 7 駅の 乗車人員	77.4 万 人/年	100.0 万 人/年	97.2	98.6	100.0	100.0	100.0
	路線バス利用者	48,681 人/年	100,000 人/年	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	デマンド(予約)型 乗合タクシー利用者	28,786 人/年	36,000 人/年	36,000	36,000	36,000	36,000	36,000

■新・省エネルギーの活用

- 森林整備や管理で発生する間伐材の多くが林内に放置され、活用されていないことから、森林整備で生じる用途のない間伐材を「バイオマス燃料」として薪ストーブやボイラー等に活用することを推進します。
- 事業所における省エネルギー化の取組に関する普及啓発・支援を進めます。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
木質バイオマスエネルギーの導入促進	薪ストーブ・薪ボイラー購入補助台数 (累計)	74台	135台	105	120	135	—	—
木質バイオマスへの転換量	取扱原木量(薪)	114t/年	300t/年	200	250	250	250	300
地球温暖化防止対策推進事業所認定制度の普及	地球温暖化防止対策推進事業所認定件数 (累計)	60件	70件	66	67	68	69	70

■気候変動に備える

- 水害や土砂災害に関するリスクの増大、熱中症の予防など、気候変動の影響による被害の回避や軽減をするための適応策を強化します。
- 地球温暖化や気候変動の影響に関する最新の情報等を収集し、市民にわかりやすく提供します。
- 集中豪雨や大型台風等の極端な気象現象の頻発等に伴う水害や土砂災害に備える対策を推進します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
安全・安心の機能確保	防災訓練を行っている 自主防災組織数	12組織	104組織	80	86	92	98	104

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施の見送ったと考えられ、令和元年度の実績値より減少している。令和元年度の実績値は59組織。

丹波市木の駅プロジェクト

山林の低質な材を搬出して買い取る「丹波市木の駅プロジェクト」を立ち上げ、地域の方々と一緒に山を手入れし、エネルギーや経済の循環による持続可能な地域づくりに取り組んでいます。

地域住民団体や個人が、地域の未利用資源(林地残材)を木の駅ストックヤードへ持ち込むと、6,600円/t(現金+地域商品券)で買取っています。(令和3年9月時点)

買い取った材は、薪に加工して乾燥させた上で、薪ストーブや薪ボイラー等の燃料として販売しています。ここで加工された薪は、丹波市役所にも設置した薪ストーブの燃料としても活用されています。

丹波市では、丹波市内の森林資源を活用することによる地球温暖化防止及び森林環境の保全と持続可能なまちづくりの推進を目的に、薪ストーブ・薪ボイラーを設置される方へ設置費用の一部を補助し、丹波市全体での木質バイオマスエネルギーのさらなる利用を促進しています。



山林で作業する地域住民団体



木の駅ストックヤードへ持ち込まれた間伐材



間伐材を薪に加工する様子

2 市民・事業者の取組

■脱炭素社会への移行

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常の生活で不要な照明を使わず、冷暖房の適正温度の徹底など省エネに努めます。 ● 自動車の利用を控え、できるだけ自転車や公共交通機関を利用します。 ● 車を買替える時は電気自動車などの低公害車を検討します。 ● 家庭用太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーの積極的な導入を検討します。なお、設備等の設置時には周辺の生活環境に配慮します。 ● 家電製品の購入時には、省エネルギー性能が高い機器の購入を検討します。 ● 環境に関する学習会等への参加を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 工場や事業所における太陽光発電や太陽熱温水器等の再生可能エネルギーの積極的な導入を検討します。なお、設備等の設置時には周辺の生活環境に配慮します。 ● LED照明、高効率給湯器等の省エネ設備の導入を検討します。 ● 電気機器は長時間使用しないときは電源を切ります。 ● 昼休みの消灯、冷暖房の適正温度の徹底など省エネルギー活動に努めます。 ● 事業所や工場等の新築、改築の際には、建物の高断熱化や高气密化等省エネ化を検討します。 ● 従業員に対する環境保全等に関する研修や学習会の実施を検討します。

■新・省エネルギーの活用

市民	● 薪ストーブなどの自然エネルギーの導入を検討します。
事業者	● 薪ボイラーなどの自然エネルギーの導入を検討します。

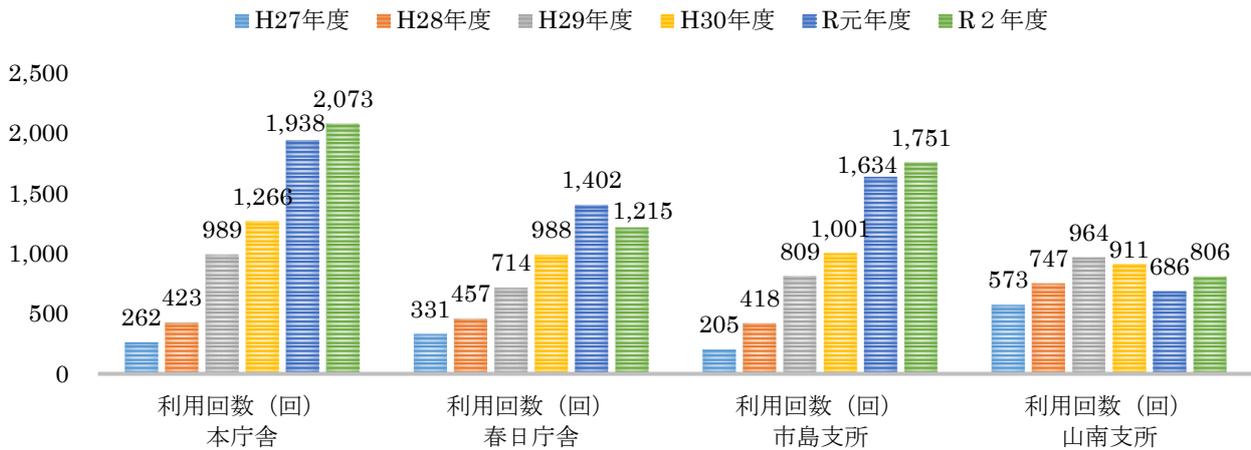
■気候変動に備える

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 熱中症を予防します。 ● 自然災害に備え、ハザードマップの確認、避難経路、危険個所を確認します。 ● 防災訓練に参加するよう努めます。 ● 防災メールサービスへの登録を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 丹波市地球温暖化防止対策推進事業所の認定を検討します。 ● 事業活動と気候変動の関係について検討します。

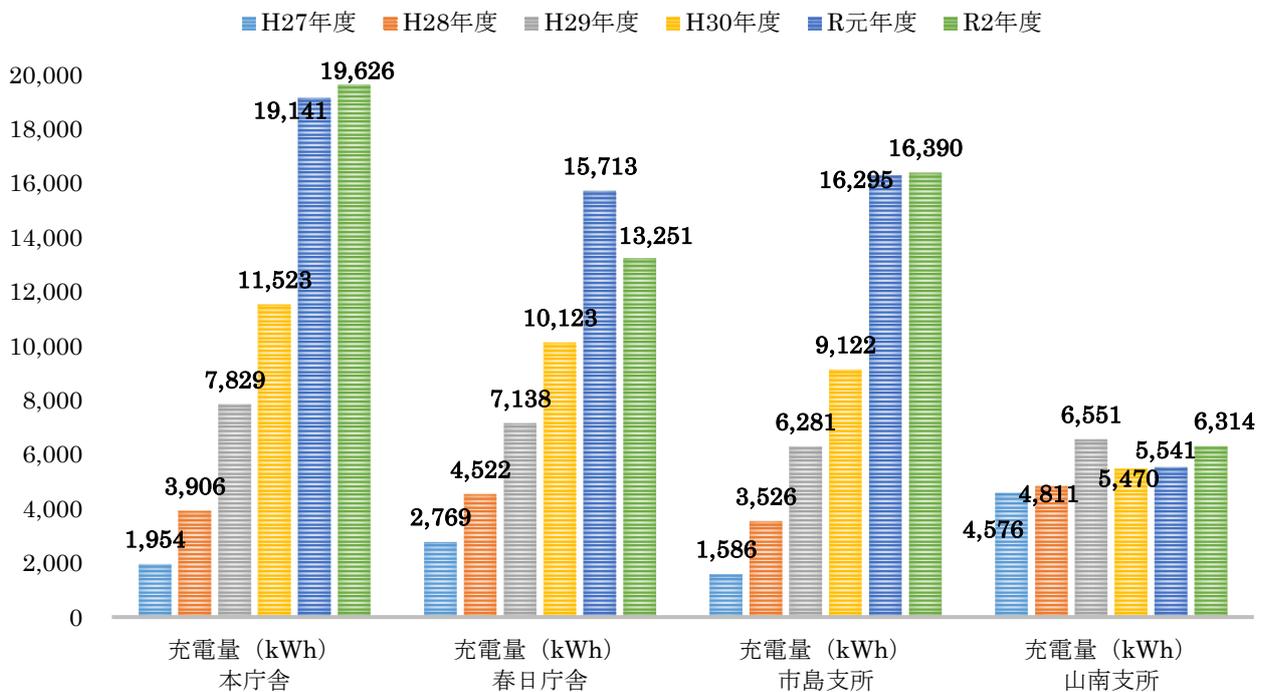
急速充電器インフラ整備

平成 27 年に本庁舎、春日庁舎、山南支所、市島支所の駐車場 4 ヶ所に急速充電器を設置しました。春日庁舎を除く 3 カ所については、令和元年度から利用回数、充電量の両方が増加しており電気自動車の普及がうかがえます。4 ヶ所の急速充電器の利用により令和 2 年度は、約 33,904kg-CO₂ の二酸化炭素削減につながりました。

電気自動車急速充電器利用回数



電気自動車急速充電器充電量



基本目標4 快適で安心して暮らせる環境の保全

■ 将来の環境イメージ

- 多くの市民や事業者が率先して地域の美化活動や環境を守る活動に参加し、とても美しい気持ちの良い風景・自然環境が広がっています。
- 豊かな自然環境の丹波市へ田舎暮らしを求める移住者が増え、空き家が有効活用されています。

1 目標実現に向けた市の取組

■ 公害の未然防止と拡大抑制

- 公害に関する苦情には引き続き適切に対処するとともに、県と連携した公害を未然に防止する体制や監視体制を充実させ、また、不法投棄など生活型の公害への対応を行っていきます。
- 不法投棄に対しては、環境パトロールや監視カメラの設置、警察との連携により、未然防止、拡大抑制を行います。
- 水循環を流域全体でとらえ、市民・事業者に対して、雨水浸透や節水等の取組の重要性について啓発を図ります。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
不法投棄の防止対策	不法投棄件数	26件/年	20件/年以下	20	20	20	20	20

■ 河川環境の保全

- 河川環境を保全していくために、浄化槽整備区域内の浄化槽整備や適正管理、下水道への接続率を向上させるための取組などを進めていきます。
- 河川環境整備事業の実施や地域が取り組む河川愛護活動への支援を行います。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
地域への委託による河川環境整備事業及び地域主体による河川愛護活動の実施	河川愛護活動・河川環境整備事業取組自治会割合	70.2%	73.0%	73.0	73.0	73.0	73.0	73.0
浄化槽の普及促進	浄化槽整備率	95.3%	95.5%	95.4	95.5	95.5	95.5	95.5

水洗化の促進	下水道接続率	97.9%	98.5%	98.1	98.2	98.3	98.4	98.5
--------	--------	-------	-------	------	------	------	------	------

■景観保全の推進

○近年、空き家数の増加が問題となっています。老朽化して管理不全な状態になった空き家は、景観面だけではなく、安全、衛生、防犯等生活環境全般に影響を与えることから、適正管理や利活用に対する支援を行います。

○景観保全の取組を行うことにより、市民が健康で快適に暮らせることを目指します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
沿道、公園の緑化促進	緑化資材提供団体数	36 団体/年	40 団体/年	40	40	40	40	40
屋外広告物の適正指導	是正指導件数	17 件/年	20 件/年	20	20	20	20	20
管理不全な空き家に対する行政指導等	特定空家等認定解除件数	5 件/年	5 件/年	5	5	5	5	5
空き地の適正管理	不適正管理地指導件数	4 件/年	7 件/年 以下	7	7	7	7	7

■自然環境等を活かした移住・定住の促進

○空き家の流通を促進するため、「住まいるバンク」を通じて、移住・定住希望者への紹介を行います。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
空き家の流通支援	住まいるバンク成約件数	57 戸/年	50 戸/年	50	50	50	50	50

2 市民・事業者の取組

■公害の未然防止と拡大抑制

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 野焼き、ポイ捨て、不法投棄はしません。 ● 飼い主のいない猫への無責任な餌やりはしません。 ● ペットのふんの処理など、飼育マナーを守ります。 ● ごみステーションは、地域で協力して清掃します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 臭気が発生する施設は、密閉性の高い建屋内に収納するとともに、高効率の脱臭装置を設置します。 ● 作業時などに騒音や悪臭を発生させないよう社員などへの技術的指導を徹底します。 ● 工場・事業場における騒音・振動の防止のために、防音・防振型の施設を整備します。 ● ばい煙など排出ガスの発生抑制や適正処理、排出基準を遵守します。 ● ISO14001 やエコアクション 21 など環境管理システムの積極的な導入を検討します。 ● ライフサイクルアセスメントを導入し、事業活動における環境への負荷の把握、低減に努めます。職場でできる環境保全活動を実践します。 ● 事業系ごみはルールを守り適正に処理します。 ● 環境法令を遵守した事業活動を行います。

■河川環境の保全

市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 生活排水処理については法令等に則り、浄化槽などを適正に設置し、定期的な点検、清掃、検査を行います。 ● 河川・水路や地域の美化活動へ積極的な参加に努めます。 ● 食用油は使い切るようにし、廃食油は流さず適切に処理します。 ● 環境負荷の少ない石鹼や洗剤の使用を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 下水道等の汚水拵や浄化槽は生活排水処理については法令等に則り、定期的な点検・清掃・検査します。

エコアクション21とは・・・？

環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステム（EMS）です。一般に、「PDC Aサイクル」と呼ばれるパフォーマンスを継続的に改善する手法を基礎として、組織や事業者等が環境への取組を自主的に行うための方法を定めています。エコアクション21は、あらゆる事業者が効果的、効率的、継続的に環境に取り組んでいただけるよう工夫されています。

エコアクション21に取り組むことで、以下のようなメリットがあります。

■環境への総合的な取組が可能

エコアクション21のガイドラインには『環境経営システム』、『環境への取組』、『環境コミュニケーション』の3要素が一つに統合されています。ガイドラインに沿った取組を行うことで、3つの要素を満たした総合的な取組を行うことが出来ます。

■第三者機関による認証で、社会からの信頼獲得、企業価値の向上に繋がる

エコアクション21に登録するためには、環境省から要件適合確認を受けた「エコアクション21中央事務局」からの認証を受ける必要があります。エコアクション21に登録することで、同時に取引先や顧客からの社会的信頼を得ることができるのです。

また、登録と同時にエコアクション21のロゴマークの使用許可が得られるので、活用することで社外へのPRも可能になります。さらに、エコアクション21審査員から、審査の一部として、取組レベルを向上させるための助言を受けることもできます。

■取引先や顧客からの幅広い要望に対応できる

近年、環境経営など環境への取組を積極的に行っていることを取引条件の一つにする大手企業が増えています。また、地域の金融機関などでは、取引先事業者の経営力強化を推進するために、エコアクション21などの環境経営システムの導入を求めるなど、条件や要望が多様化しています。エコアクション21に取り組むことによって、このような幅広い要望に対応することができます。

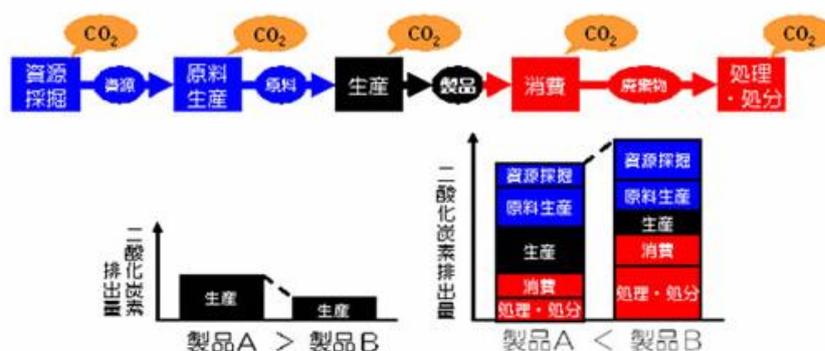
持続可能な社会の実現に向け、経済社会システム全体の変化や改革が求められる中、企業の環境経営への取組は今後の社会を生き抜くための必須要件となりつつあります。

新しい時代に選ばれる企業になるためにも、興味のある方は是非、エコアクション21について考えてみてはいかがでしょうか。

ライフサイクルアセスメント（LCA）とは・・・？

「Life Cycle Assessment」の略で、ある製品・サービスのライフサイクル全体（資源採取—原料生産—製品生産—流通—消費—廃棄—リサイクル）又はその特定段階における環境負荷を定量的に評価する手法です。LCAについては、ISO（国際標準化機構）による環境マネジメントの国際規格の中で、ISO規格が作成されており、こうした流れを受けて、わが国の企業でもCSR報告書などでLCAが取り入れられています。

下図は、機能が同じ製品AとBに関連するCO₂排出量を、LCAを用いて比較した例で、生産段階のみに着目すると製品Bの方がAよりCO₂排出量が少ないですが、ライフサイクル全体を通してみると、逆に製品Aの方がCO₂排出量は少なくなっています。このようにして、LCAは、製品・サービスのライフサイクル全体での環境負荷を明らかにすることにより、より環境に配慮した製品・サービスを検討するための有用なデータを提供するものです。



（左：生産工程での排出、右：ライフサイクルでの排出）

製品のライフサイクルとLCAによる環境負荷（CO₂排出量）算定のイメージ

出典：国立環境研究所 循環・廃棄物のまめ知識「ライフサイクルアセスメント（LCA）」

環境問題への関心が高まる中、LCAは環境負荷をより包括的に把握する手法として注目されています。

■景観保全の推進

市 民	<ul style="list-style-type: none">●家の新築、改築時には、周辺の景観などに配慮した建築に努めます。●空き家の所有者は、定期的に建物の状態の点検・補修を行い、周辺環境に悪影響をおよぼさないように適正管理します。●空き家や空き地の所有者は定期的に清掃や除草などを行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●工場などを建設するときは、周辺の自然環境や景観との調和に十分配慮します。●看板などの設置に際しては、景観など周囲に与える影響に配慮します。●工場などの敷地内の緑化を検討します。

■自然環境等を活かした移住・定住の促進

市 民	<ul style="list-style-type: none">●地域の美化活動への積極的な参加に努めます。●イベントへの参加や地域活動を通じて、様々な地域の人々との交流に努めます。●使用しなくなった家屋は移住者が活用できるようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none">●地域の美化活動への積極的な参加に努めます。

基本目標5 人の輪で育む環境づくり

■ 将来の環境イメージ

- 自然環境や生態系について研究が進み、環境保全団体等が保護活動を行っています。
- 環境教育や美化活動にかかわる人々が増えて、地域のコミュニティも活性化しています。
- 市民一人ひとりが環境問題を自らの問題として関心を持ち、子どもから大人まで環境についての情報を得たり、学んでいます。
- 子ども達は周りの大人たちに導かれながら山や川に入って自然を学んでいます。

1 目標実現に向けた市の取組

■市民の自主的な取組の推進

- 環境教育や地域の美化活動などの取組を支えるため、地域団体やNPOなどの環境保全活動を行う団体や団体間のネットワーク化を支援するとともに、地域コミュニティの活性化を図ります。
- 環境に関係するイベントや環境に配慮したライフスタイルの普及につながるキャンペーン等、インターネット・SNSなどを活用しながら展開し、環境問題への関心喚起、環境意識の醸成を図ります。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
環境美化活動の推進	丹波市クリーン作戦参加者数	13,025人	12,000人	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000

■環境学習の推進

- 市民一人ひとりが自らの問題として環境問題に関心を持ち、日常生活や事業活動の中で具体的に行動していくことができるよう、さまざまな機会を通して支援を行い、幅広い世代が環境について学ぶことができる環境を整えます。
- 親子参加のワークショップなど、次代を担う子どもや子育て世代がともに環境について学び、考えることができる場や機会を創出します。
- オンラインの活用も視野に入れた環境セミナー・出前講座の開催などにより、地域における環境学習を推進します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
青垣いきものふれあいの里の利用促進	いきものふれあいの里来館者数	4,043人/年	10,000人/年	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
	いきものふれあいの里講座受講者数	223人/年	200人/年	200	200	200	200	200
氷上回廊水分れフィールドミュージアムの利用促進	氷上回廊水分れフィールドミュージアムの入館者数	3,984人/年	30,000人/年	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	氷上回廊水分れフィールドミュージアムのイベント参加者数	300人/年	500人/年	500	500	500	500	500

■市の率先した取組の推進

- 市民、事業者が欲しい情報をすぐに手に入れることができるよう、関連機関との連携を図りながら、環境に関する情報を収集し、情報の発信を行います。
- 生物多様性ホームページの“氷上回廊”を環境の保全や創造のシンボルとして情報発信するなど環境情報の発信に努めます。
- 市内の環境に関する情報、市民が取り組める環境行動、市の取組、環境活動団体の活動に関する情報などの環境情報を、市の広報、インターネット・SNSなど、さまざまな媒体を活用して効果的に発信します。
- 市では資源の有効利用や温室効果ガスの削減などを図るため、率先して環境に配慮した公共工事の実施や公用車における低公害車の導入割合を高めるなど、環境に配慮した物品を優先的に購入します。

《取組指標》

取組名	環境指標名	現況値 (R2)	目標値 (R8)	実施期間(年度)				
				4	5	6	7	8
生物多様性ホームページによる情報発信	氷上回廊ホームページアクセス数	26,032件/年	25,000件/年	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000

学校給食への 地場農産物の使用	丹波市産農産物（野菜 主要 15 品目）の使用 割合	19.7%	30.0%	30.0	30.0	30.0	30.0	30.0
--------------------	----------------------------------	-------	-------	------	------	------	------	------

2 市民・事業者の取組

■市民の自主的な取組の推進

市民	<ul style="list-style-type: none">● 地域づくり活動などを通して、きれいなまちづくりの推進に努めます。● 市や地域、環境保全団体などが実施する行事やイベントに積極的に参加・協力します。● 身近な自然である里山の管理への積極的な参加・協力を努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 環境保全のための担当部署や専任者の設置を検討します。● 環境情報を広く公表します。● 事業所でビオトープを造るなど環境保全活動の企画、実施を検討します。● 地域で行う環境保全活動への参加・協力を努めます。● 市や環境関連団体などが主催する環境保全活動などへの協力・支援に努めます。

■環境学習の推進

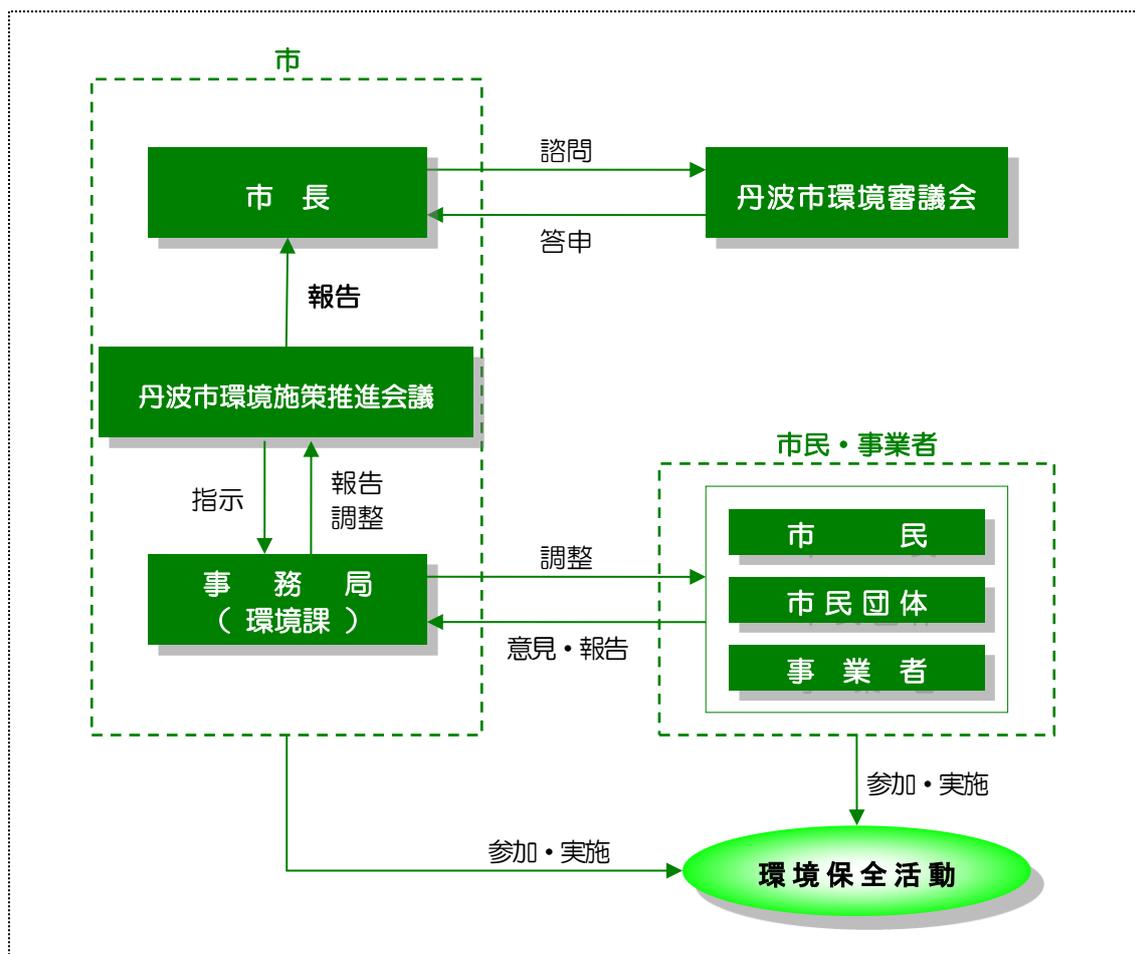
市民	<ul style="list-style-type: none">● 家の周りに生息・生育する動植物について調べ、理解を深めるよう努めます。● 休日などは、森や山、川に出かけ、自然に親しむようにします。● 自然環境や歴史文化の継承に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 環境に関する情報を調べ、社員に提供するよう努めます。● 職場において環境に関するセミナーや講演会などの開催を検討します。● 社員が市や環境関連団体などが主催する環境学習会へ参加できるような体制を整えます。

第5章 計画の推進と運用

1 推進体制

(1) 計画の推進体制

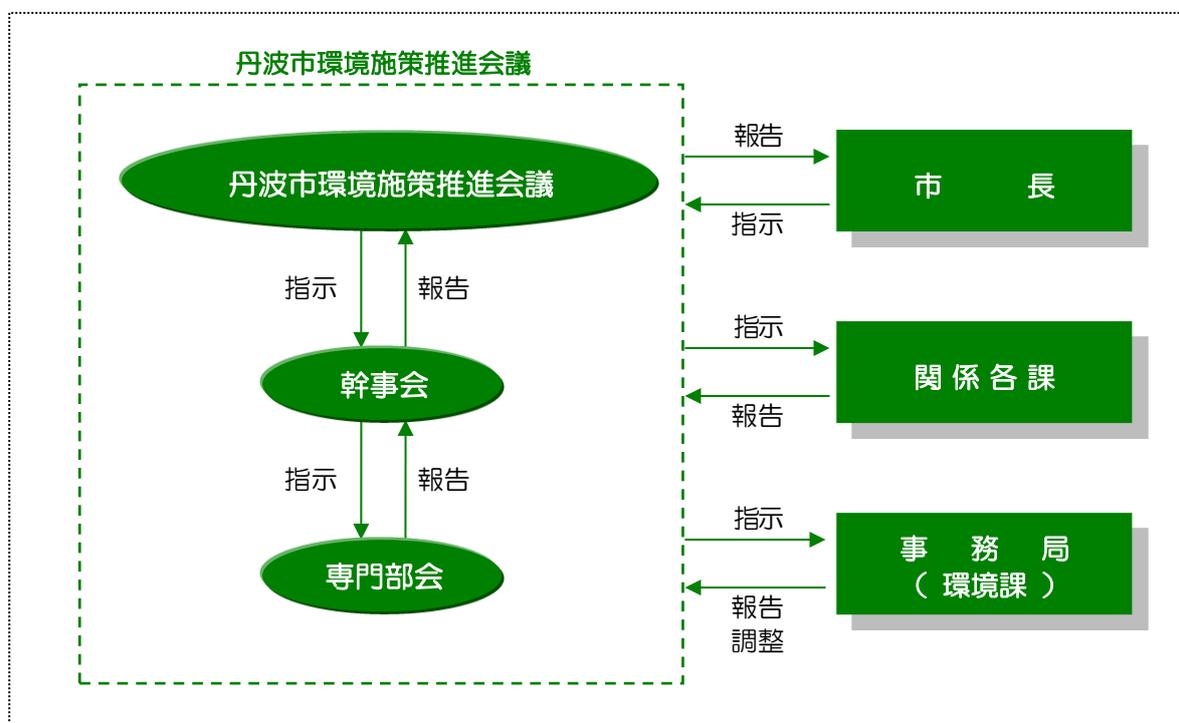
本計画の円滑な推進を図るために、以下のような推進体制をとります。



- ・市は、計画の円滑な推進を図るため丹波市環境施策推進会議を設置します。
- ・市内部の調整のほか市民・事業者に対する窓口として事務局（環境課）を設置します。
- ・丹波市環境審議会は、市長の諮問機関として環境施策に関する事項について調査、審議を実施します。
- ・市民、市民団体、事業者及び市は、積極的に環境保全活動に参加し、環境保全活動を実施します。

(2) 市内部の推進体制

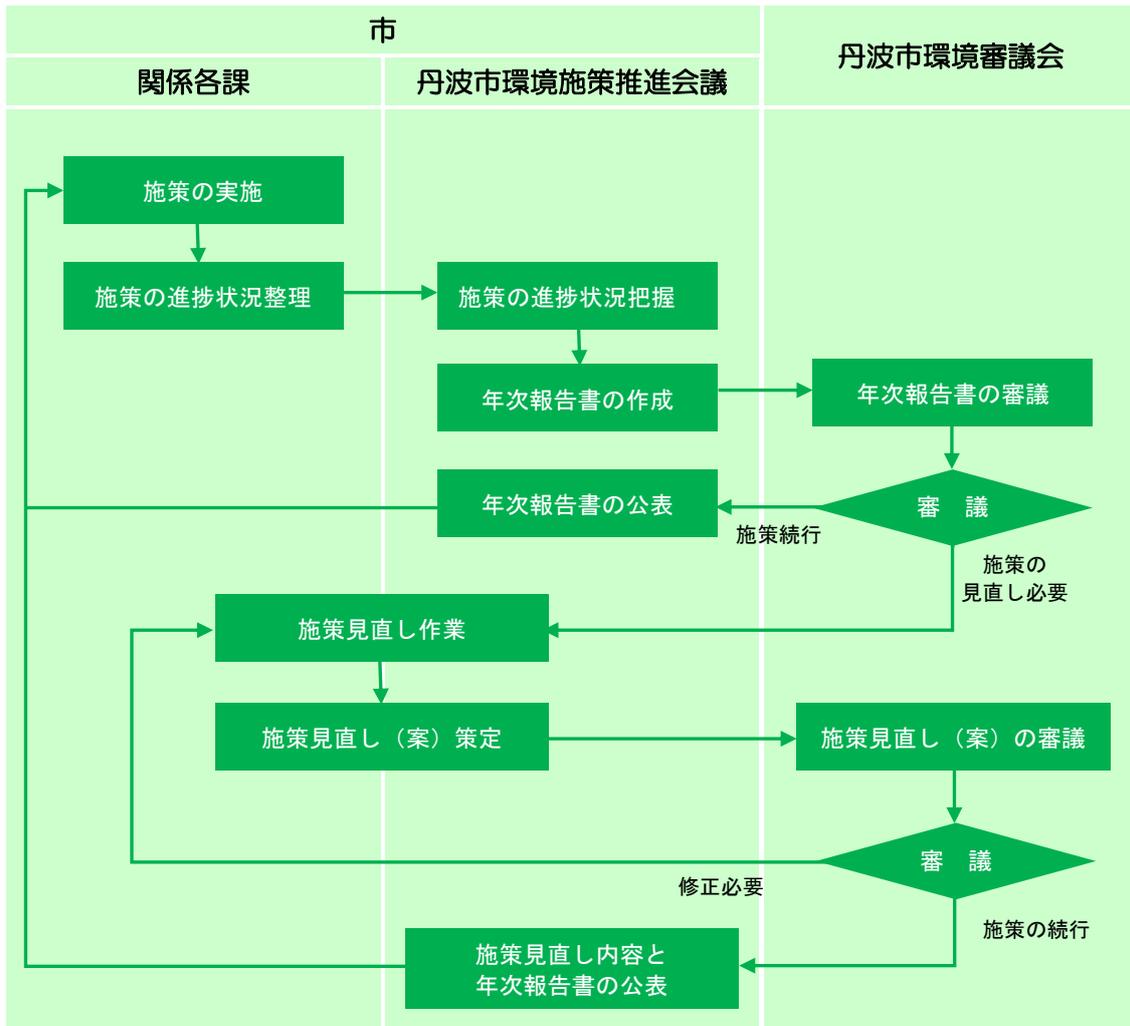
本計画の円滑な推進を図るために、市内部においては以下のような推進体制をとります。



- 環境施策推進会議は、以下の事務を所掌します。
 - 環境施策の策定に関すること
 - 環境施策の推進に係る情報収集及び総合調整に関すること
 - 環境施策に係る計画等の進行管理に関すること
 - その他環境施策の推進に必要な事項に関すること
- 幹事会は、環境施策推進会議の指示に基づき環境行政の推進に係る課題について検討し、検討結果を環境施策推進会議に報告します。
- 専門部会は、必要に応じて設置され、幹事会からの指示に基づき環境行政の推進に係る課題について調査を行い、調査結果を幹事会に報告します。

2 進行管理

本計画に位置づけられた取組を着実に推進するために、計画（Plan）、施策の実施（Do）、施策の進捗状況の把握（Check）、施策の見直し（Action）のP D C Aサイクルによる進行管理を行います。本環境基本計画の進行管理は下図のように実施します。



- ・本計画は、施策の進捗状況を示す年次報告書を基に進行管理を行います。
- ・環境施策推進会議は、毎年度、関係各課の施策の進捗状況を把握し、年次報告書として取りまとめます。
- ・審議会は、年次報告書の内容を審議し、施策の見直しの必要性がある場合は、その旨を提言します。
- ・環境施策推進会議は、審議会からの提言に基づき、関係各課と調整し、施策の見直し作業を行います。
- ・審議会は、策定した施策の見直し（案）の審議を行います。
- ・審議会の審議において承認を得た後、年次報告書及び施策の見直し内容を公表します。

資料編

1 丹波市環境審議会委員名簿

任期：令和2年（2020年）7月1日～令和4年（2022年）6月30日

選出区分	所属団体等	役職等	氏名	分類	備考
市内の 公共的団体の 代表者	丹波市農業委員会	副会長	足立 正典	自然環境	
	丹波市自治会長会	会計	坂谷 高義	全般	
	丹波市教育委員会	教育委員	安田 真理	全般	
	丹波市商工会	事務局長	後藤 和敏	全般	
	丹波市廃棄物減量等推進審議会	会長	中道 知代子	資源循環	R3.7.1～
識見を 有する者	大阪大学大学院工学研究科環境・エネルギー工学専攻	教授	近藤 明	全般	会長
	兵庫県森林動物研究センター	研究部長	横山 真弓	自然環境	
	兵庫県丹波県民局	県民交流室室長 補佐兼環境課長	森本 佳宏	全般	
	丹波市公害防止対策推進協議会	会長	喜井 健二	生活環境	
	丹波市地球温暖化防止活動推進員連絡会	推進員	荻野 良子	地球環境	R3.7.1～
	丹波自然友の会	代表	梅垣 守明	自然環境	
	丹波地域のホトケドジョウを守る会	会長	山科 ゆみ子	自然環境	副会長
	兵庫県立人と自然の博物館	主任研究員	三橋 弘宗	自然環境	
	公益財団法人丹波の森協会	丹波の森公苑 森づくり課長	三浦 仁志	自然環境	
	一般社団法人丹波市観光協会	事務局長	足立 はるみ	全般	
元丹波市新エネルギー推進協議会	委員	足立 榮逸	地球環境	R3.7.1～	
公募による 市民			宮川 五十雄	自然環境	

2 丹波市環境基本条例

平成 16 年 11 月 1 日 条例第 141 号
改正 平成 24 年 3 月 8 日 条例第 10 号
平成 26 年 6 月 18 日 条例第 28 号

目次

前文

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第 7 条—第 10 条）
- 第 3 章 環境の保全及び創造に関する施策等（第 11 条—第 23 条）
- 第 4 章 環境審議会等（第 24 条・第 25 条）
- 第 5 章 地球環境の保全に関する施策（第 26 条・第 27 条）

附則

前文

人間は、人間をとりまく自然環境の中で、他の生物、無生物との相互依存関係のもとに生活し、自然の資源を利用し、自然の法則に従った努力のもとに、今日の文明社会をきずいてきた。

しかし、今日の文明、ことに技術文明の進歩は、人間生活の便宜を増進し、生活と文化の向上をもたらしたが、反面において、我々の大量生産、大量消費及び大量廃棄の社会経済活動により、自然環境を汚損し、生活環境の悪化をみちびき、地球温暖化等の深刻な地球環境問題を顕在化させ、人類の生存基盤そのものを脅かすまでに至っている。

よって、我々は、環境の恵みとその有限性を深く認識し、地域の環境を大切にすることが地球環境を守っていくことにつながることを理解し、身近なところから環境への負荷の少ない自立・循環型のまちづくりを進めるとともに、自然と共生できるゆとりと潤いのある環境の形成を図る必要がある。

いまこそ、我々は、安全で健全かつ快適・文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識し、市、事業者及び市民それぞれの公平な役割分担の下、その責務を果たし、協働して、環境を守り育てていかなければならない。

このような認識の下に、現世代のみならず思いを子孫にいたし健康で安全かつ快適な生活を妨げるすべてのものを排除する決意のもとに、その防除に適切な対策を施すとともに、澄みきった空気、緑にはえる山々と、ゆたかなよく野に恵まれた固有の風土と、歴史的遺産並びに善良な風俗を守り、環境の保全と美化に一層の努力を払うことを誓い、その実現のためにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の世代の安全で健全かつ快適・文化的な生活の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の低質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生じることをいう。
- (4) 環境の保全及び創造 健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある環境の創造をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動等を計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、環境への影響に係る施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造に配慮し、環境への負荷を低減するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、自らの負担において、自らの事業活動に伴って生じる環境の保全上の支障を防止し、環境の資源の活用その他の事業活動が環境に配慮されたものとなるよう必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、その事業活動において、廃棄物の発生抑制、再生利用の促進等を図り、及び製品その他の物が使用され、又は廃棄されることその他の事業活動による環境への負荷の低減に資するよう努め、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に適正な処理が図られるよう必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業者は、前2項に定めるもののほか、自ら環境の保全及び創造に資するよう努めるとともに、

市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力するものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活において、環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、その日常生活において、廃棄物の発生抑制、再生利用等に資するよう努めるものとする。

3 市民は、前2項に定めるもののほか、自ら環境の保全及び創造に資するよう努めるとともに、市が行う環境の保全及び創造に関する施策に積極的に参画し、及び協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

(基本方針)

第7条 市は、基本理念の実現を図るため、次に掲げる基本方針に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を講じるものとする。

(1) 環境への負荷が少ない自立・循環型のまちづくり

(2) 生態系を育くむまちづくり

(3) 安全で健全かつ快適・文化的な環境のまちづくり

(4) 地球環境の保全に貢献するまちづくり

(5) よりよい環境へ市民皆で取り組むまちづくり

(6) 環境を守り育てる仕組みを確立したまちづくり

(7) 前各号に掲げるもののほか、その他良好な環境の保全及び創造に資するまちづくり

(環境基本計画)

第8条 市長は、前条の基本方針を総合的かつ計画的に進めるため、環境基本計画を定めるものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標、基本方向及び基本方向に基づいた施策

(2) 環境の保全及び創造のために、市、事業者及び市民がそれぞれ配慮すべき内容（以下「環境配慮指針」という。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する丹波市環境審議会の意見を聴くとともに、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定め、又は変更したときは、速やかにその概要を公表するものとする。

(環境基本計画と他の計画との整合性等)

第9条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、及び実施するに当たっては環境基本計画との整合を図るものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造に関する施策について、総合的に調整するため、必要な措置を講じるものとする。

(環境配慮指針への適合)

第10条 市は、自らその行政活動を環境配慮指針に適合させるものとする。

2 市民及び事業者は、その社会経済活動のあり方、生活様式のあり方等を環境配慮指針に適合させるよう努めるものとする。

第3章 環境の保全及び創造に関する施策等

(年次報告)

第11条 市長は、市域における環境の現状並びに環境の保全及び創造に関する施策及びその実施の状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 市長は、前項の年次報告に対する市民の意見を聴くため、必要な措置を講じるものとする。

(環境情報の提供)

第12条 市は、環境の保全及び創造に資するため、環境の状況、その他の環境の保全及び創造に関する情報の提供に努めるものとする。

2 事業者は、環境の保全及び創造に資するため、製品の環境への負荷に係る情報及びその他の事業活動に伴う環境への負荷に係る情報を公開するよう努めるものとする。

(規制的措置等)

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて、利害関係者と協議し、及び指導又は助言をすることができる。

(経済的措置等)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担を課する措置について、調査及び研究を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が行う環境への負荷の低減を図るための設備又は施設の整備その他環境の保全及び創造に資する自発的な活動が促進されるよう、助成、顕彰、その他の必要な措置を講じるものとする。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民等を支援し、又は誘導するための必要な措置を講じるものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的、継続的かつ着実に推進していくため必要な財政上の措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に配慮した公共施設の建設等)

第16条 市は、公共施設の建設に当たっては、環境の保全及び創造に配慮するものとする。

2 市は、公共施設の維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第17条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の促進及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう、自ら行動するとともにそのための必要な措置に講じるものとする。

2 市民等は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量の促進及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう行動するとともに、市が行う必要な措置に協力するものとする。

(環境調査)

第18条 市は、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある主要な施策又は方針の立案に際し、環境に係る配慮が十分になされているのか、環境の観点から望ましい選択であるか等についての調査（以下「環境調査」という。）を別に市長が定める手続により行うものとする。

(環境監査等の普及)

第 19 条 市は、環境への負荷の低減に資するため、速やかに自らその行政活動について、環境に与える影響の評価及び監査（以下「環境監査等」という。）を行えるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減に資するため、事業者及び市民が自らその活動に係る環境監査等を行えるよう必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3 事業者は、環境への負荷の低減に資するため、自らその事業活動について、環境監査等を行えるよう必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(環境学習及び環境教育)

第 20 条 市は、市民等の環境の保全及び創造に関する活動が増進され、及び促進されるよう、人材の育成、機会の提供、環境に関する学習及び教育の体系的な推進並びに情報の整備及び情報の提供に関し必要な措置を講じるものとする。

(市民参加)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、市民等の参画その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に係る活動を市民等とともに推進するための体制の整備及び組織作りに努めるものとする。

(監視体制の整備等)

第 22 条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するため施設その他必要な監視体制の整備を行うものとする。

2 市は、環境の状況の把握又は環境の変化の予測に関する調査、その他の環境の保全及び創造に関する施策に必要な調査を実施するものとする。

3 市は、前項の規定による調査により明らかとなった環境の状況について、必要に応じて公表するものとする。

4 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に推進するため、必要な科学技術情報の収集及び調査研究を行うとともに、これらの成果の普及に努めるものとする。

(苦情及び公害紛争の処理)

第 23 条 市は、公害その他環境の保全上の支障を及ぼす行為に係る苦情について、適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、公害その他環境の保全上での支障を及ぼす行為に係る紛争の処理について、適正かつ円滑な処理を図るために必要な措置を講じるものとする。

第 4 章 環境審議会等

(環境審議会)

第 24 条 市は、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 44 条に基づき、丹波市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査、審議し、答申する。

- (1) 環境の保全及び創造に関する基本的事項又は重要事項
- (2) 環境基本計画に関すること。
- (3) 法令の規定により市長の権限に属された事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 18 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市内の公共的団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) 公募による市民

5 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に市長が定める。
(推進及び調整体制の整備)

第25条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進し、及び調整するため、必要な体制を整備するものとする。

第5章 地球環境の保全に関する施策

(地球環境の保全)

第26条 市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民等が地球環境の保全に関して、相互に連携を深め、協働した行動を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(広域的連携)

第27条 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たって、国際機関、国、他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の柏原町環境保全条例(昭和53年柏原町条例第14号)、氷上町環境保全条例(昭和47年氷上町条例第17号)又は山南町環境保全条例(昭和49年山南町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成24年3月8日条例第10号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年6月18日条例第28号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。